高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援 の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条 例(抜粋)

目次

第1章 略

第2章 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基 進

第1節 略

第2節 児童発達支援

第1款~第4款 略

第5款 基準該当通所支援に関する基準 (第58条 <u>第63条の</u> <u>2</u>)

第3節~第6節 略

第3章・第4章 略

附則

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法及び<u>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準</u>(平成24年厚生労働省令第15号。以下「省令」という。)において使用する用語の例による。

(指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準)

旧

表

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援 の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条 例(抜粋)

目次

妆

第1章 略

第2章 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基 準

第1節 略

第2節 児童発達支援

第1款~第4款 略

第5款 基準該当通所支援に関する基準 (第58条 - 第63条)

第3節~第6節 略

第3章・第4章 略

附則

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法及び<u>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準</u>(平成24年厚生労働省令第15号。以下「省令」という。)において使用する用語の例による。

(指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準)

- 第3条 法第21条の5の4第1項第2号並びに第21条の5の18第1 項及び第2項の条例で定める指定通所支援の事業等の人員、設備 及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞ れ当該各号に定める規定による基準とする。
 - (1) 法第21条の5の4第1項第2号の条例で定める基準該当通 所支援に関する基準に関し、同条第2項第1号に掲げる事項に ついて同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第 61条及び第83条において読み替えて準用する第9条及び第32条 第4項、第58条、第62条第1号<u>(第83条において読み替えて準</u> 用する場合を含む。)、第63条第2号(第83条において読み替 えて準用する場合を含む。)、第63条の2第4号(第83条において読み替 にで読み替えて準用する場合を含む。)並びに第81条の規定に よる基準
 - (2) 略
 - (3) 法第21条の5の4第1項第2号の条例で定める基準該当通 所支援に関する基準に関し、同条第2項第4号に掲げる事項に ついて同項の厚生労働省令で定める基準を標準として定める基 準 第60条、第63条の2第2号(第83条において読み替えて準 用する場合を含む。)及び第83条において読み替えて準用する 第78条の規定による基準
 - $(4)\sim(8)$ 略

(健康管理)

第35条 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。次項において同じ。)は、常に障害児の健康の状況に

- 第3条 法第21条の5の4第1項第2号並びに第21条の5の18第1 項及び第2項の条例で定める指定通所支援の事業等の人員、設備 及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞ れ当該各号に定める規定による基準とする。
 - (1) 法第21条の5の4第1項第2号の条例で定める基準該当通 所支援に関する基準に関し、同条第2項第1号に掲げる事項に ついて同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第 61条及び第83条において読み替えて準用する第9条及び第32条 第4項、第58条、第62条第1号<u>、第63条第2号</u>並びに第81条の 規定による基準

(2) 略

(3) 法第21条の5の4第1項第2号の条例で定める基準該当通 所支援に関する基準に関し、同条第2項第4号に掲げる事項に ついて同項の厚生労働省令で定める基準を標準として定める基 準 第60条及び第83条において読み替えて準用する第78条の規 定による基準

$(4)\sim(8)$ 略

(健康管理)

第35条 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。)は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、

注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)の規定による健康診断に準じて行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の	通所する障害児に対する障害
通所開始前の健康診断	児の通所開始時の健康診断
障害児が通学する学校における	定期健康診断又は臨時の健康
健康診断	診断

3 略

(準用)

第61条 第6条及び第9条並びに前款(第13条<u>、第25条第1項</u>及び 第4項、第26条、第27条第1項、第33条、第35条、第48条並びに 第53条第2項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業 について準用する。この場合において、これらの規定(第9条を 除く。)中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「基準該当児 童発達支援事業者」と、「指定児童発達支援事業所」とあるのは 「基準該当児童発達支援事業所」と、「指定児童発達支援の」と あるのは「基準該当児童発達支援の」と、「指定児童発達支援 通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年 に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法 (昭和33年法律第56号)の規定による健康診断に準じて行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の	通所する障害児に対する障害
通所開始前の健康診断	児の通所開始時の健康診断
障害児が通学する学校における	<u>定期の健康診断</u> 又は臨時の健
健康診断	康診断

3 略

(準用)

第61条 第6条及び第9条並びに前款(第13条<u>第25条第2項</u>及び 第4項、第26条、第27条第1項、第33条、第35条、第48条並びに 第53条第2項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業 について準用する。この場合において、これらの規定(第9条を 除く。)中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「基準該当児 童発達支援事業者」と、「指定児童発達支援事業所」とあるのは 「基準該当児童発達支援事業所」と、「指定児童発達支援の」と あるのは「基準該当児童発達支援の」と、「指定児童発達支援 を」とあるのは「基準該当児童発達支援を」と、「指定児童発達 支援に」とあるのは「基準該当児童発達支援に」と、第6条中 「児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定児童発達支援」 という。)」とあるのは「児童発達支援に係る基準該当通所支援 (以下「基準該当児童発達支援」という。)」と、第9条中「指 定児童発達支援事業者」とあるのは「基準該当児童発達支援の事 業を行う者(以下「基準該当児童発達支援事業者」という。)」 と、「指定児童発達支援事業所ごとに」とあるのは「基準該当児 竜発達支援の事業を行う事業所(以下「基準該当児竜発達支援事 業所」という。) ごとに」と、同条ただし書中「指定児童発達支 援事業所」とあるのは「基準該当児童発達支援事業所」と、第14 条第1項中「第39条」とあるのは「第61条において読み替えて準 用する第39条」と、第17条中「第51条第1項」とあるのは「第61 条において読み替えて準用する第51条第1項」と、第20条中「障 害児通所給付費」とあるのは「特例障害児通所給付費」と、第24 条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは 「第61条において読み替えて準用する次条第2項及び第3項」 と、第25条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第5 項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項又は第3項」 と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第61条におい て読み替えて準用する第25条第2項」と、第28条第1項中「次条 第1項」とあるのは「第61条において読み替えて準用する次条第 1項」と、第29条第4項中「指定児童発達支援以外」とあるのは 「基準該当児童発達支援以外」と、第30条中「前条」とあるのは 「第61条において読み替えて準用する前条」と、同条第1号中

を」とあるのは「基準該当児童発達支援を」と、「指定児童発達 支援に」とあるのは「基準該当児童発達支援に」と、第6条中 「児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定児童発達支援」 という。)」とあるのは「児童発達支援に係る基準該当通所支援 (以下「基準該当児童発達支援」という。)」と、第9条中「指 定児童発達支援事業者」とあるのは「基準該当児童発達支援の事 業を行う者(以下「基準該当児童発達支援事業者」という。)」 と、「指定児童発達支援事業所ごとに」とあるのは「基準該当児 竜発達支援の事業を行う事業所(以下「基準該当児竜発達支援事 業所」という。) ごとに」と、同条ただし書中「指定児童発達支 援事業所」とあるのは「基準該当児童発達支援事業所」と、第14 条第1項中「第39条」とあるのは「第61条において読み替えて準 用する第39条」と、第17条中「第51条第1項」とあるのは「第61 条において読み替えて準用する第51条第1項」と、第20条中「障 害児通所給付費」とあるのは「特例障害児通所給付費」と、第24 条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは 「第61条において読み替えて準用する次条第1項及び第3項」 と、第27条第2項中「第25条第2項の規定により法定代理受領」 とあるのは「法定代理受領」と、第28条第1項中「次条第1項」 とあるのは「第61条において読み替えて準用する次条第1項」 と、第39条中「第45条」とあるのは「第61条において読みえて準 用する第45条」と、第56条第2項第1号中「第23条第1項」とあ るのは「第61条において読み替えて準用する第23条第1項」と、 同項第2号中「第29条第1項」とあるのは「第61条において読み 替えて準用する第29条第1項」と、同項第3号中「第37条」とあ

「次条」とあるのは「第61条において読み替えて準用する次条」と、第39条中「第45条」とあるのは「第61条において読みえて準用する第45条」と、第45条中「前条」とあるのは「第61条において読み替えて準用する前条」と、第56条第2項第1号中「第23条第1項」とあるのは「第61条において読み替えて準用する第23条第1項」と、同項第2号中「第29条第1項」とあるのは「第61条において読み替えて準用する第37条」とあるのは「第61条において読み替えて準用する第37条」と、同項第4号中「第46条第1項」とあるのは「第61条において読み替えて準用する第46条第1項」と、同項第5号中「第52条第1項」とあるのは「第61条において読み替えて準用する第52条第1項」と、同項第6号中「第54条第1項」とあるのは「第61条において読み替えて準用する第52条第1項」と、同項第6号中「第54条第1項」とあるのは「第61条において読み替えて準用する第52

(指定生活介護事業所に関する特例)

第62条 次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者(障害者の 日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指 定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第171号)第78条第1項に規定する指定 生活介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供さ れていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害 児に対して指定生活介護(同令第77条に規定する指定生活介護を いう。以下この条において同じ。)を提供する場合には、当該指 定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う 指定生活介護事業所(同令第78条第1項に規定する指定生活介護 るのは「第61条において読み替えて準用する第37条」と、同項第 4 号中「第46条第1項」とあるのは「第61条において読み替えて 準用する第46条第1項」と、同項第5号中「第52条第1項」とあるのは「第61条において読み替えて準用する第52条第1項」と、同項第6号中「第54条第1項」とあるのは「第61条において読み替えて準用する第54条第1項」と読み替えるものとする。

(指定生活介護事業所に関する特例)

第62条 次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者(障害者の 日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指 定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第171号)第78条第1項に規定する指定 生活介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供さ れていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害 児に対して指定生活介護(同令第77条に規定する指定生活介護を いう。以下この条において同じ。)を提供する場合には、当該指 定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う 指定生活介護事業所(同令第78条第1項に規定する指定生活介護 事業所をいう。以下この条において同じ。)を基準該当児童発達 支援事業所とみなすものとする。<u>この場合においては</u>、この款 (前条(<u>第25条第2項</u>、第3項、第5項及び第6項の<u>規定を読み</u> 替えて準用する部分に限る。)を除く。)の規定は、当該指定生 活介護事業所については適用しない。

(1) • (2) 略

(指定通所介護事業所に関する特例)

- 第63条 次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第37号。以下この条において「指定居宅サービス等基準」という。) 第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。) が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下この条において同じ。) を提供する場合には、当該指定通所介護を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下この条において同じ。) を基準該当児童発達支援事業所とみなすものとする。 この場合においては、この款(第61条(第25条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を読み替えて準用する部分に限る。) を除く。) の規定は、当該指定通所介護事業所については適用しない。
 - (1) 当該指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室(指定居宅 サービス等基準第95条第2項第1号に掲げる食堂及び機能訓練 室をいう。) の面積を、指定通所介護の利用者の数及びこの条

事業所をいう。以下この条において同じ。)を基準該当児童発達 支援事業所とみなすものとする。<u>この場合において</u>、この款(前 条(<u>第25条第1項</u>、第3項、第5項及び第6項の<u>規定を</u>準用する 部分に限る。)を除く。)の規定は、当該指定生活介護事業所に ついては適用しない。

(1) • (2) 略

(指定通所介護事業所に関する特例)

第63条 次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第37号) 第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護(同令第92条に規定する指定通所介護をいう。以下この条において同じ。)を提供する場合には、当該指定通所介護を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所(同令第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下この条において同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなすものとする。この場合において、この款(第61条(第25条第1項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。)を除く。)の規定は、当該指定通所介護事業所については適用しない。

(1) 当該指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、 指定通所介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児 童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数を合 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護 を受ける障害児の数を合計した数で除して得た面積が3平方メ ートル以上であること。

(2) • (3) 略

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第63条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介 護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営 に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下この条におい て「指定地域密着型サービス基準」という。)第63条第1項に規 定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)が地域にお いて児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援 を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介 護(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多 機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型 サービス基準第63条第1項に規定する通いサービスをいう。以下 この条において同じ。)を提供する場合には、当該通いサービス を基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模 多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第 1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下 この条において同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす ものとする。この場合においては、この款(第61条(第25条第2 項、第3項、第5項及び第6項の規定を読み替えて準用する部分 に限る。)を除く。)の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介 護事業所については適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(当該

計した数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) • (3) 略

指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者(指定地域密着型 サービス基準第63条第1項に規定する登録者をいう。)の数並 びに高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運 営に関する基準等を定める条例(平成25年高知県条例第15号。 以下この条において「指定障害福祉サービス基準条例」とい う。)第100条の規定により基準該当生活介護とみなされる通 いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみな される通いサービス若しくは第83条において読み替えて準用す るこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなさ れる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34 条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を 定める省令(平成15年厚生労働省令第132号。以下この条にお いて「特区省令」という。) 第4条第1項の規定により自立訓 練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機 能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数を合 計した数の上限をいう。次号において同じ。)を25人以下とす ること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの 利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサー ビスの利用者の数並びに指定障害福祉サービス基準条例第100 条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、 この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第83条において読み替えて準用するこの条の規 定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサー ビス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなさ れる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数を合計した数 の1日当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の1から15人 までの範囲内とすること。

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂 (指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号に掲げる居 間及び食堂をいう。)が、機能を十分に発揮することができる 適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者の数を、通いサービスの利用者の数並びに指定障害福祉サービス基準条例第100条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第83条において読み替えて準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数を合計した数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条に規定する基準を満たしていること。
- (5) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供する ため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援 を受けていること。

(準用)

第73条 第14条から第24条まで、第26条、第28条から第36条まで、

(準用)

第73条 第14条から第24条まで、第26条、第28条から第36条まで、

第38条、第40条から第43条まで、第45条から第49条まで、第50条 第1項、第51条から第54条まで、第56条及び第57条の規定は、指 定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合におい て、これらの規定(第14条第1項及び第18条を除く。)中「指定 児童発達支援事業者」とあるのは「指定医療型児童発達支援事業 者」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定医療型児童発 達支援の」と、「指定児童発達支援を」とあるのは「指定医療型 児童発達支援を」と、「指定児童発達支援事業所」とあるのは 「指定医療型児童発達支援事業所」と、「指定児童発達支援に」 とあるのは「指定医療型児童発達支援に」と、「児童発達支援計 画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第14条第1項中 「指定児童発達支援事業者」とあるのは「指定医療型児童発達支 援(第64条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。以下同 じ。)の事業を行う者(以下「指定医療型児童発達支援事業者」 という。)」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定医療 型児童発達支援の」と、「第39条」とあるのは「第72条」と、第 17条中「第51条第1項」とあるのは「第73条において読み替えて 準用する第51条第1項」と、第18条中「指定児童発達支援事業 者」とあるのは「指定医療型児童発達支援事業者」と、「指定児 童発達支援事業所」とあるのは「指定医療型児童発達支援の事業 を行う事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」とい う。)」と、「指定児童発達支援を」とあるのは「指定医療型児 童発達支援を」と、第24条第2項ただし書中「次条第1項から第 3項まで」とあるのは「第69条第1項から第3項まで」と、第26 条中「指定児童発達支援及び」とあるのは「指定医療型児童発達

第38条、第40条から第43条まで、第45条から第49条まで、第50条 第1項、第51条から第54条まで、第56条及び第57条の規定は、指 定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合におい て、これらの規定(第14条第1項及び第18条を除く。)中「指定 児童発達支援事業者」とあるのは「指定医療型児童発達支援事業 者」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定医療型児童発 達支援の」と、「指定児童発達支援を」とあるのは「指定医療型 児童発達支援を」と、「指定児童発達支援事業所」とあるのは 「指定医療型児童発達支援事業所」と、「指定児童発達支援に」 とあるのは「指定医療型児童発達支援に」と、「児童発達支援計 画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第14条第1項中 「指定児童発達支援事業者」とあるのは「指定医療型児童発達支 援(第64条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。以下同 じ。)の事業を行う者(以下「指定医療型児童発達支援事業者」 という。)」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定医療 型児童発達支援の」と、「第39条」とあるのは「第72条」と、第 17条中「第51条第1項」とあるのは「第73条において読み替えて 準用する第51条第1項」と、第18条中「指定児童発達支援事業 者」とあるのは「指定医療型児童発達支援事業者」と、「指定児 童発達支援事業所」とあるのは「指定医療型児童発達支援の事業 を行う事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」とい う。)」と、第24条第2項ただし書中「次条第1項から第3項ま で」とあるのは「第69条第1項から第3項まで」と、第26条中 「指定児童発達支援及び」とあるのは「指定医療型児童発達支援 及び」と、第28条第1項中「次条第1項」とあるのは「第73条に 支援及び」と、第28条第1項中「次条第1項」とあるのは「第73 条において読み替えて準用する次条第1項」と、第29条第4項中 「指定児童発達支援以外」とあるのは「指定医療型児童発達支援 以外」と、第30条中「前条」とあるのは「第73条において読み替 えて準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第73 条において読み替えて準用する次条」と、第36条中「医療機関」 とあるのは「他の専門医療機関」と、第45条中「従業者の勤務の 体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」 と、第56条第2項第1号中「第23条第1項」とあるのは「第73条 において読み替えて準用する第23条第1項」と、同項第2号中 「第29条第1項」とあるのは「第73条において読み替えて準用す る第29条第1項」と、同項第3号中「第37条」とあるのは「第71 条」と、同項第4号中「第46条第1項」とあるのは「第73条にお いて読み替えて準用する第46条第1項」と、同項第5号中「第52 条第1項」とあるのは「第73条において読み替えて準用する第52 条第1項」と、同項第6号中「第54条第1項」とあるのは「第73 条において読み替えて準用する第54条第1項」と読み替えるもの とする。

(準用)

第76条 第9条及び第10条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第9条中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「指定放課後等デイサービス事業者(第75条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。<u>第76条において読み替えて準用する次条第1項</u>において同じ。)」と、「指定児童発達支援事業所ごとに」とあるのは「指

おいて読み替えて準用する次条第1項」と、第29条第4項中「指定児童発達支援以外」とあるのは「指定医療型児童発達支援以外」と、第30条第1号中「次条」とあるのは「第73条において読み替えて準用する次条」と、第36条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第45条中「従業者の勤務の体制」と、第56条第2項第1号中「第23条第1項」とあるのは「第73条において読み替えて準用する第23条第1項」と、同項第2号中「第29条第1項」とあるのは「第73条において読み替えて準用する第29条第1項」と、同項第3号中「第37条」とあるのは「第71条」と、同項第4号中「第46条第1項」とあるのは「第73条において読み替えて準用する第46条第1項」と、同項第5号中「第52条第1項」とあるのは「第73条において読み替えて準用する第52条第1項」と、同項第6号中「第54条第1項」とあるのは「第73条において読み替えて準用する第52条第1項」と、同項第6号中「第54条第1項」とあるのは「第73条において読み替えて準用する第52条第1項」と、同項第6号中「第54条第1項」とあるのは「第73条において読み替えて準用する第54条第1項」とあるのは「第73条において

(準用)

第76条 第9条及び第10条の規定は、指定放課後等デイサービスの 事業について準用する。この場合において、第9条中「指定児童 発達支援事業者」とあるのは「指定放課後等デイサービス事業者 (第75条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をい う。<u>次条第1項</u>において同じ。)」と、「指定児童発達支援事業 所ごとに」とあるのは「指定放課後等デイサービス事業所(第75 定放課後等デイサービス事業所(第75条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。)ごとに」と、同条ただし書中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「指定放課後等デイサービス事業所」と、第10条第1項中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「指定放課後等デイサービス事業者」と、「指定児童発達支援事業所」とあるのは「指定放課後等デイサービス事業所」と読み替えるものとする。

(準用)

第80条 第14条から第24条まで、第26条から第32条まで、第34条、 第36条から第38条まで、第40条から第47条まで、第49条から第52 条まで、第53条第1項、第54条から第57条まで及び第72条の規定 は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場 合において、これらの規定(第14条第1項及び第18条を除く。) 中「指定児童発達支援事業者」とあり、及び「指定医療型児童発 |幸支援事業者| とあるのは「指定放課後等デイサービス事業者| と、「指定児童発達支援の」とあり、及び「指定医療型児童発達 支援の」とあるのは「指定放課後等デイサービスの」と、「指定 児童発達支援を」とあるのは「指定放課後等デイサービスを」 と、「指定児童発達支援事業所」とあり、及び「指定医療型児童 発達支援事業所」とあるのは「指定放課後等デイサービス事業 所」と、「指定児童発達支援に」とあるのは「指定放課後等デイ サービスに」と、「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デ イサービス計画」と、第14条第1項中「指定児童発達支援事業 者」とあるのは「指定放課後等デイサービス(第74条に規定する 指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)の事業を行う者

条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。)ごとに」と、同条ただし書中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「指定放課後等デイサービス事業所」と、第10条第1項中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「指定放課後等デイサービス事業者」と、「指定児童発達支援事業所」とあるのは「指定放課後等デイサービス事業所」と読み替えるものとする。

(準用)

第80条 第14条から第24条まで、第26条から第32条まで、第34条、 第36条から第38条まで、第40条から第47条まで、第49条から第52 条まで、第53条第1項、第54条から第57条まで及び第72条の規定 は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場 合において、これらの規定(第14条第1項及び第18条を除く。) 中「指定児童発達支援事業者」とあり、及び「指定医療型児童発 |幸支援事業者| とあるのは「指定放課後等デイサービス事業者| と、「指定児童発達支援の」とあり、及び「指定医療型児童発達 支援の」とあるのは「指定放課後等デイサービスの」と、「指定 児童発達支援を」とあるのは「指定放課後等デイサービスを」 と、「指定児童発達支援事業所」とあり、及び「指定医療型児童 発達支援事業所」とあるのは「指定放課後等デイサービス事業 所」と、「指定児童発達支援に」とあるのは「指定放課後等デイ サービスに」と、「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デ イサービス計画」と、第14条第1項中「指定児童発達支援事業 者」とあるのは「指定放課後等デイサービス(第74条に規定する 指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)の事業を行う者

(以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。)」と、 「指定児童発達支援の」とあるのは「指定放課後等デイサービス の」と、「第39条」とあるのは「第80条において読み替えて準用 する第72条」と、第17条中「第51条第1項」とあるのは「第80条 において読み替えて準用する第51条第1項」と、第18条中「指定 児童発達支援事業者」とあるのは「指定放課後等デイサービス事 業者」と、「指定児童発達支援事業所」とあるのは「指定放課後 等デイサービスの事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサ ービス事業所」という。)」と、「指定児童発達支援を」とある のは「指定放課後等デイサービスを」と、第24条第2項ただし書 中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第79条第1項から 第3項まで」と、第26条中「指定児童発達支援及び」とあるのは 「指定放課後等デイサービス及び」と、第27条第2項中「第25条 第2項」とあるのは「第79条第2項」と、第28条第1項中「次条 第1項」とあるのは「第80条において読み替えて準用する次条第 1項」と、第29条第4項中「指定児童発達支援以外」とあるのは 「指定放課後等デイサービス以外」と、第30条中「前条」とある のは「第80条において読み替えて準用する前条」と、同条第1号 中「次条」とあるのは「第80条において読み替えて準用する次 条」と、第45条中「前条」とあるのは「第80条において読み替え て準用する前条」と、第56条第2項第1号中「第23条第1項」と あるのは「第80条において読み替えて準用する第23条第1項」 と、同項第2号中「第29条第1項」とあるのは「第80条において 読み替えて進用する第29条第1項」と、同項第3号中「第37条」 とあるのは「第80条において読み替えて準用する第37条」と、同

(以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。)」と、 「指定児童発達支援の」とあるのは「指定放課後等デイサービス の」と、「第39条」とあるのは「第80条において読み替えて準用 する第72条」と、第17条中「第51条第1項」とあるのは「第80条 において読み替えて準用する第51条第1項」と、第18条中「指定 児童発達支援事業者」とあるのは「指定放課後等デイサービス事 業者」と、「指定児童発達支援事業所」とあるのは「指定放課後 等デイサービスの事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサ ービス事業所」という。)」と、第24条第2項ただし書中「次条 第1項から第3項まで」とあるのは「第79条第1項から第3項ま で」と、第26条中「指定児童発達支援及び」とあるのは「指定放 課後等デイサービス及び」と、第27条第2項中「第25条第2項」 とあるのは「第79条第2項」と、第28条第1項中「次条第1項」 とあるのは「第80条において読み替えて準用する次条第1項」 と、第29条第4項中「指定児童発達支援以外」とあるのは「指定 放課後等デイサービス以外」と、第30条第1号中「次条」とある のは「第80条において読み替えて準用する次条」と、第45条中 「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業 者の勤務の体制」と、第56条第2項第1号中「第23条第1項」と あるのは「第80条において読み替えて準用する第23条第1項」 と、同項第2号中「第29条第1項」とあるのは「第80条において 読み替えて準用する第29条第1項」と、同項第3号中「第37条」 とあるのは「第80条において読み替えて準用する第37条」と、同 項第4号中「第46条第1項」とあるのは「第80条において読み替 えて準用する第46条第1項」と、同項第5号中「第52条第1項」

項第4号中「第46条第1項」とあるのは「第80条において読み替えて準用する第46条第1項」と、同項第5号中「第52条第1項」とあるのは「第80条において読み替えて準用する第52条第1項」と、同項第6号中「第54条第1項」とあるのは「第80条において読み替えて準用する第54条第1項」と読み替えるものとする。 (準用)

第83条 第9条、第14条から第24条まで、第27条第2項、第28条か ら第32条まで、第34条、第36条から第38条まで、第40条から第47 条まで、第49条から第52条まで、第53条第1項、第54条から第57 条まで、第62条から第63条の2まで、第72条、第74条、第78条及 び第79条(第1項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサ ービスの事業について準用する。この場合において、これらの規 定(第9条を除く。)中「指定児童発達支援事業者」とあり、 「指定医療型児童発達支援事業者」とあり、及び「指定放課後等 デイサービス事業者」とあるのは「基準該当放課後等デイサービ ス事業者」と、「指定児童発達支援事業所」とあり、「基準該当 児童発達支援事業所」とあり、「指定医療型児童発達支援事業 所」とあり、及び「指定放課後等デイサービス事業所」とあるの は「基準該当放課後等デイサービス事業所」と、「指定児童発達 支援の」とあり、及び「指定医療型児童発達支援の」とあるのは 「基準該当放課後等デイサービスの」と、「指定児童発達支援 を」とあり、及び「指定放課後等デイサービスを」とあるのは 「基準該当放課後等デイサービスを」と、「指定児童発達支援 に」とあり、及び「指定放課後等デイサービスに」とあるのは 「基準該当放課後等デイサービスに」と、「児童発達支援計画」

とあるのは「第80条において読み替えて準用する第52条第1項」 と、同項第6号中「第54条第1項」とあるのは「第80条において 読み替えて準用する第54条第1項」と読み替えるものとする。

(準用)

第83条 第9条、第14条から第24条まで、第27条第2項、第28条か ら第32条まで、第34条、第36条から第38条まで、第40条から第47 条まで、第49条から第52条まで、第53条第1項、第54条から第57 条まで、第62条、第63条、第72条、第74条、第78条及び第79条 (第1項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの 事業について準用する。この場合において、これらの規定(第9 条を除く。) 中「指定児童発達支援事業者」とあり、「指定医療 型児童発達支援事業者」とあり、及び「指定放課後等デイサービ ス事業者」とあるのは「基準該当放課後等デイサービス事業者」 と、「指定児童発達支援事業所」とあり、「基準該当児童発達支 援事業所」とあり、「指定医療型児童発達支援事業所」とあり、 及び「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「基準該当 放課後等デイサービス事業所」と、「指定児童発達支援の」とあ り、及び「指定医療型児童発達支援の」とあるのは「基準該当放 課後等デイサービスの」と、「指定児童発達支援を」とあり、及 び「指定放課後等デイサービスを」とあるのは「基準該当放課後 等デイサービスを」と、「指定児童発達支援に」とあり、及び 「指定放課後等デイサービスに」とあるのは「基準該当放課後等 デイサービスに」と、「児童発達支援計画」とあるのは「放課後

とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第9条中「指定児 童発達支援事業者」とあるのは「放課後等デイサービスに係る基 準該当通所支援(以下「基準該当放課後等デイサービス」とい う。) の事業を行う者(以下「基準該当放課後等デイサービス事 業者」という。)」と、「指定児童発達支援事業所ごとに」とあ るのは「基準該当放課後等デイサービスの事業を行う事業所(以 下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。)ごとに」 と、同条ただし書中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「基 準該当放課後等デイサービス事業所」と、第14条第1項中「第39 条」とあるのは「第83条において読み替えて準用する第72条」 と、第17条中「第51条第1項」とあるのは「第83条において読み 替えて準用する第51条第1項」と、第20条中「障害児通所給付 費」とあるのは「特例障害児通所給付費」と、第24条第2項ただ し書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第83条におい て読み替えて準用する第79条第2項及び第3項」と、第27条第2 項中「第25条第2項」とあるのは「第83条において読み替えて準 用する第79条第2項」と、第28条第1項中「次条第1項」とある のは「第83条において読み替えて準用する次条第1項」と、第29 条第4項中「指定児童発達支援以外」とあるのは「基準該当放課 後等デイサービス以外」と、第30条中「前条」とあるのは「第83 条において読み替えて準用する前条」と、同条第1号中「次条」 とあるのは「第83条において読み替えて準用する次条」と、第45 条中「前条」とあるのは「第83条において読み替えて準用する前 条」と、第56条第2項第1号中「第23条第1項」とあるのは「第 83条において読み替えて準用する第23条第1項」と、同項第2号

等デイサービス計画」と、「基準該当児童発達支援」とあるのは 「基準該当放課後等デイサービス」と、第9条中「指定児童発達 支援事業者」とあるのは「放課後等デイサービスに係る基準該当 通所支援(以下「基準該当放課後等デイサービス」という。)の 事業を行う者(以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」と いう。)」と、「指定児童発達支援事業所ごとに」とあるのは 「基準該当放課後等デイサービスの事業を行う事業所(以下「基 準該当放課後等デイサービス事業所」という。)ごとに」と、同 条ただし書中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「基準該当 放課後等デイサービス事業所」と、第14条第1項中「第39条」と あるのは「第83条において読み替えて準用する第72条」と、第17 条中「第51条第1項」とあるのは「第83条において読み替えて準 用する第51条第1項」と、第20条中「障害児通所給付費」とある のは「特例障害児通所給付費」と、第24条第2項ただし書中「次 条第1項から第3項まで」とあるのは「第83条において読み替え て準用する第79条第2項及び第3項」と、第27条第2項中「第25 条第2項」とあるのは「第83条において読み替えて準用する第79 条第2項」と、第28条第1項中「次条第1項」とあるのは「第83 条において読み替えて準用する次条第1項」と、第29条第4項中 「指定児童発達支援以外」とあるのは「基準該当放課後等デイサ ービス以外」と、第30条第1号中「次条」とあるのは「第83条に おいて読み替えて準用する次条」と、第45条中「従業者の勤務の 体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」 と、第56条第2項第1号中「第23条第1項」とあるのは「第83条 において読み替えて準用する第23条第1項」と、同項第2号中

中「第29条第1項」とあるのは「第83条において読み替えて準用 する第29条第1項」と、同項第3号中「第37条」とあるのは「第 83条において読み替えて準用する第37条」と、同項第4号中「第 46条第1項」とあるのは「第83条において読み替えて準用する第 46条第1項 と、同項第5号中「第52条第1項」とあるのは「第 83条において読み替えて準用する第52条第1項」と、同項第6号 中「第54条第1項」とあるのは「第83条において読み替えて準用 する第54条第1項」と、第62条中「児童発達支援が」とあるのは 「放課後等デイサービスが」と、「児童発達支援を」とあるのは 「放課後等デイサービスを」と、「基準該当児童発達支援と、 とあるのは「基準該当放課後等デイサービスと、」と、「この款 (前条(第25条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を読み 替えて準用する部分に限る。)を除く。)」とあるのは「第2章 第4節第5款(第83条(第79条第2項から第5項までの規定を読 み替えて準用する部分に限る。)を除く。)」と、同条各号中 「この条」とあるのは「第83条において読み替えて準用するこの 条」と、「基準該当児童発達支援」とあるのは「基準該当放課後 等デイサービス」と、第63条中「児童発達支援が」とあるのは 「放課後等デイサービスが」と、「児童発達支援を」とあるのは 「放課後等デイサービスを」と、「基準該当児童発達支援と、 とあるのは「基準該当放課後等デイサービスと、」と、「この款 (第61条(第25条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を読 み替えて準用する部分に限る。)を除く。)」とあるのは「第2 章第4節第5款(第83条(第79条第2項から第5項までの規定を 読み替えて準用する部分に限る。)を除く。)」と、同条各号中

「第29条第1項」とあるのは「第83条において読み替えて準用する第29条第1項」と、同項第3号中「第37条」とあるのは「第83条において読み替えて準用する第37条」と、同項第4号中「第46条第1項」とあるのは「第83条において読み替えて準用する第46条第1項」と、同項第5号中「第52条第1項」とあるのは「第83条において読み替えて準用する第54条第1項」とあるのは「第83条において読み替えて準用する第54条第1項」と、第74条中「放課後等デイサービスに係る指定通所支援(以下「指定放課後等デイサービス」という。)」とあるのは「基準該当放課後等デイサービス」と、第79条第3項中「前2項」とあるのは「第83条において読み替えて準用する前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「第83条において読み替えて準用する前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「第83条において読み替えて準用する前2項」と読み替えるものとする。

「この条」とあるのは「第83条において読み替えて準用するこの 条」と、「基準該当児童発達支援」とあるのは「基準該当放課後 等デイサービス」と、第63条の2中「児童発達支援が」とあるの は「放課後等デイサービスが」と、「児童発達支援を」とあるの は「放課後等デイサービスを」と、「基準該当児童発達支援 と、」とあるのは「基準該当放課後等デイサービスと、」と、 「この款(第61条(第25条第2項、第3項、第5項及び第6項の 規定を読み替えて進用する部分に限る。)を除く。)」とあるの は「第2章第4節第5款(第83条(第79条第2項から第5項まで の規定を読み替えて準用する部分に限る。)を除く。)」と、同 条第5号中「この条」とあるのは「第83条において読み替えて準 用するこの条」と、「基準該当児童発達支援」とあるのは「基準 該当放課後等デイサービス」と、第74条中「放課後等デイサービ スに係る指定通所支援(以下「指定放課後等デイサービス」とい う。) 」とあるのは「基準該当放課後等デイサービス」と、第79 条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前 3項」とあるのは「前2項」と読み替えるものとする。 (準用)

第91条 第14条から第24条まで、第26条から第32条まで、第34条、 第36条から第38条まで、第40条、第43条、第45条から第47条ま で、第49条から第52条まで、第53条第1項及び第54条から第57条 までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。 この場合において、これらの規定(第14条第1項及び第18条を除 く。)中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「指定保育所等 訪問支援事業者」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定 (準用)

第91条 第14条から第24条まで、第26条から第32条まで、第34条、 第36条から第38条まで、第40条、第43条、第45条から第47条ま で、第49条から第52条まで、第53条第1項及び第54条から第57条 までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。 この場合において、これらの規定(第14条第1項及び第18条を除 く。)中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「指定保育所等 訪問支援事業者」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定 保育所等訪問支援の」と、「指定児童発達支援を」とあるのは 「指定保育所等訪問支援を」と、「指定児童発達支援事業所」と あるのは「指定保育所等訪問支援事業所」と、「指定児童発達支 援に」とあるのは「指定保育所等訪問支援に」と、「児童発達支 援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第14条第1項 中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「指定保育所等訪問支 援(第84条に規定する指定保育所等訪問支援をいう。以下同 じ。)の事業を行う者(以下「指定保育所等訪問支援事業者」と いう。)」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定保育所 等訪問支援の」と、「第39条」とあるのは「第90条」と、第17条 中「第51条第1項」とあるのは「第91条において読み替えて準用 する第51条第1項」と、第18条中「指定児童発達支援事業者」と あるのは「指定保育所等訪問支援事業者」と、「指定児童発達支 援事業所」とあるのは「指定保育所等訪問支援の事業を行う事業 所(以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。)」と、「指 定児童発達支援を」とあるのは「指定保育所等訪問支援を」と、 第24条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるの は「第89条第1項から第3項まで」と、第26条中「指定児童発達 支援及び」とあるのは「指定保育所等訪問支援及び」と、第27条 第2項中「第25条第2項」とあるのは「第89条第2項」と、第28 条第1項中「次条第1項」とあるのは「第91条において読み替え て準用する次条第1項」と、第29条第4項中「指定児童発達支援 以外」とあるのは「指定保育所等訪問支援以外」と、第30条中 「前条」とあるのは「第91条において読み替えて準用する前条」 と、同条第1号中「次条」とあるのは「第91条において読み替え

保育所等訪問支援の」と、「指定児童発達支援を」とあるのは 「指定保育所等訪問支援を」と、「指定児童発達支援事業所」と あるのは「指定保育所等訪問支援事業所」と、「指定児童発達支 援に」とあるのは「指定保育所等訪問支援に」と、「児童発達支 援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第14条第1項 中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「指定保育所等訪問支 援(第84条に規定する指定保育所等訪問支援をいう。以下同 じ。)の事業を行う者(以下「指定保育所等訪問支援事業者」と いう。)」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定保育所 等訪問支援の」と、「第39条」とあるのは「第90条」と、第17条 中「第51条第1項」とあるのは「第91条において読み替えて準用 する第51条第1項」と、第18条中「指定児童発達支援事業者」と あるのは「指定保育所等訪問支援事業者」と、「指定児童発達支 援事業所」とあるのは「指定保育所等訪問支援の事業を行う事業 所(以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。)」と、第24 条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは 「第89条第1項から第3項まで」と、第26条中「指定児童発達支 援及び」とあるのは「指定保育所等訪問支援及び」と、第27条第 2項中「第25条第2項」とあるのは「第89条第2項」と、第28条 第1項中「次条第1項」とあるのは「第91条において読み替えて 準用する次条第1項」と、第29条第4項中「指定児童発達支援以 外」とあるのは「指定保育所等訪問支援以外」と、第30条第1号 中「次条」とあるのは「第91条において読み替えて準用する次 条」と、第45条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」 とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第56条第2項第1号中

て準用する次条」と、第45条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第56条第2項第1号中「第23条第1項」とあるのは「第91条において読み替えて準用する第23条第1項」と、同項第2号中「第29条第1項」とあるのは「第91条において読み替えて準用する第29条第1項」と、同項第3号中「第37条」とあるのは「第91条において読み替えて準用する第46条第1項」とあるのは「第91条において読み替えて準用する第46条第1項」と、同項第5号中「第52条第1項」とあるのは「第91条において読み替えて準用する第54条第1項」と、同項第6号中「第54条第1項」とあるのは「第91条において読み替えて準用する第54条第1項」とあるのは「第91条において読み替えて準用する第54条第1項」とあるのは「第91条において読み替えて準用する第54条第1項」と読み替えるものとする。

「第23条第1項」とあるのは「第91条において読み替えて準用する第23条第1項」と、同項第2号中「第29条第1項」とあるのは「第91条において読み替えて準用する第29条第1項」と、同項第3号中「第37条」とあるのは「第91条において読み替えて準用する第37条」と、同項第4号中「第46条第1項」とあるのは「第91条において読み替えて準用する第46条第1項」と、同項第5号中「第52条第1項」とあるのは「第91条において読み替えて準用する第52条第1項」とあるのは「第91条において読み替えて準用する第54条第1項」とあるのは「第91条において読み替えて準用する第54条第1項」と読み替えるものとする。

営に関する基準等を定める条例(抜粋)

新

高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運 営に関する基準等を定める条例(抜粋)

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準)

第3条 法第30条第1項第2号イ並びに第43条第1項及び第2項の 条例で定める指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運 営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該 各号に定める規定による基準とする。

(1) 略

(2) 法第30条第1項第2号イの条例で定める基準該当障害福祉 サービスに関する基準に関し、同条第2項第2号に掲げる事項 について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第114条第3号の規定による基準

(3) 略

- (4) 法第30条第1項第2号イの条例で定める基準該当障害福祉 サービスに関する基準に関し、同条第2項第4号に掲げる事項 について同項の厚生労働省令で定める基準を標準として定める 基準 第100条第2号、<u>第114条第2号</u>及び第213条の規定によ る基準
- (5) 法第43条第1項の条例で定める指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準に関し、同条第3項第1号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基

高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準)

旧

第3条 法第30条第1項第2号イ並びに第43条第1項及び第2項の 条例で定める指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運 営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該 各号に定める規定による基準とする。

(1) 略

犮

(2) 法第30条第1項第2号イの条例で定める基準該当障害福祉 サービスに関する基準に関し、同条第2項第2号に掲げる事項 について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第114条第1項第3号の規定による基準

(3) 略

- (4) 法第30条第1項第2号イの条例で定める基準該当障害福祉 サービスに関する基準に関し、同条第2項第4号に掲げる事項 について同項の厚生労働省令で定める基準を標準として定める 基準 第100条第2号、<u>第114第1項第2号</u>及び第213条の規定 による基準
- (5) 法第43条第1項の条例で定める指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準に関し、同条第3項第1号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基

準 第7条(第9条において準用する場合を含む。)、第8条(第9条、第104条及び<u>第118条において読み替えて</u>準用する場合を含む。)、第53条、第54条(第85条、第148条、第158条、第169条、第179条及び<u>第191条において読み替えて</u>準用する場合を含む。)、第83条、第84条第2項(第148条、第158条、第169条、第179条及び<u>第191条において読み替えて</u>準用する場合を含む。)、第88条第5項、第103条、第117条、第128条、第129条(<u>第201条において読み替えて</u>準用する場合を含む。)、第147条、第151条第3項(第163条、第176条、第189条及び第194条において読み替えて準用する場合を含む。)、第157条、第167条、第168条、第178条(<u>第191条において読み替えて</u>準用する場合を含む。)、第157条、第167条、第168条、第178条(<u>第191条において読み替えて</u>準用する場合を含む。)、第200条、第206条及び第208条並びに附則第2項から第5項まで及び第9項の規定による基準

(6) 法第43条第2項の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関し、同条第3項第2号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第55条第1項(病室に係る部分に限る。)、第105条第4項第1号及び第5項第1号ウ、第130条第5項(居室に係る部分に限る。)(第202条において読み替えて準用する場合を含む。)及び第7項第2号(第202条において読み替えて準用する場合を含む。)並びに第159条第3項本文(居室に係る部分に限る。)及び第1号イ並びに附則第6項(居室に係る部分に限る。)の規定による基準

(7) 略

(8) 法第43条第2項の条例で定める指定障害福祉サービスの事

準 第7条 (第9条において準用する場合を含む。)、第8条 (第9条、第104条及び<u>第118条において</u>準用する場合を含む。)、第53条、第54条 (第85条、第148条、第158条、第169条、第179条及び<u>第191条において</u>準用する場合を含む。)、第83条、第84条第2項(第148条、第158条、第169条、第179条及び<u>第191条において</u>準用する場合を含む。)、第88条第5項、第103条、第117条、第128条、第129条 (<u>第201条において</u>準用する場合を含む。)、第147条、第151条第3項(第163条、第176条、第189条及び第194条において読み替えて準用する場合を含む。)、第157条、第167条、第168条、第178条 (<u>第191条において</u>準用する場合を含む。)、第200条、第206条及び第208条並びに附則第2項から第5項まで及び第9項の規定による基準

(6) 法第43条第2項の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関し、同条第3項第2号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第55条第1項(病室に係る部分に限る。)、第105条第4項第1号及び第5項第1号ウ、第130条第5項(居室に係る部分に限る。)(第202条において準用する場合を含む。)及び第7項第2号(第202条において準用する場合を含む。)並びに第159条第3項本文(居室に係る部分に限る。)及び第1号イ並びに附則第6項(居室に係る部分に限る。)の規定による基準

(7) 略

(8) 法第43条第2項の条例で定める指定障害福祉サービスの事

業の設備及び運営に関する基準に関し、同条第3項第4号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準を標準として定める基準 第130条第4項及び第6項(これらの規定を第202条において読み替えて準用する場合を含む。)並びに第209条並びに附則第6項(入居定員に係る部分に限る。)及び第10項(入居定員に係る部分に限る。)の規定による基準

(9) 略

(利用者負担額等の受領)

第23条 略

2 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護 を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る 指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

$3\sim5$ 略

(準用)

第46条 第11条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第46条第1項において読み替えて準用する<u>第33条」と、第12条第3項中「第41条第5項」とあるのは「第46条第1項において準用する第41条第5項」と、第</u>22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第46条第1項において準用する次条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第46条第1項において準用する第23条第2項」と、第27条第1号中「次条第1項」とあるのは「第46条第1項において<u>読み替えて準用する次条第1項」と、第28条第1項中「第</u>32条第3項」とあるのは「第46条第1項において読み替えて準用

業の設備及び運営に関する基準に関し、同条第3項第4号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準を標準として定める基準 第130条第4項及び第6項(これらの規定を第202条において準用する場合を含む。)並びに第209条並びに附則第6項(入居定員に係る部分に限る。)及び第10項(入居定員に係る部分に限る。)の規定による基準

(9) 略

(利用者負担額等の受領)

第23条 略

2 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護 を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る 指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする

$3\sim5$ 略

(準用)

第46条 第11条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第46条第1項において読み替えて準用する<u>第33条」と、</u>第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第46条第1項において準用する次条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第46条第1項において準用する第23条第2項」と、第27条第1号中「次条第1項」とあるのは「第46条第1項において<u>準用する次条第1項」と、第32条第3項</u>中「第28条」とあるのは「第46条第1項において<u>準用する第28条</u>」と、第33条中「第37条」とあるのは「第46条第1項において準用する第28条」と、第33条中「第37条」とあるのは「第46条第1項において準用する第37条」と、第34条中「食事等の介護」

- する第32条第3項」と、第32条第3項中「第28条」とあるのは「第46条第1項において<u>読み替えて準用する第28条</u>」と、第33条中「第37条」とあるのは「第46条第1項において準用する第37条」と、第34条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。
- 2 第11条から第33条まで及び第35条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第46条第2項において読み替えて準用する第33条」と、第12条第3項中「第41条第5項」とあるのは「第46条第2項において準用する第41条第5項」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第46条第2項において準用する次条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第46条第2項において準用する第23条第2項」と、第27条第1号中「次条第1項」とあるのは「第46条第2項において読み替えて準用する次条第1項」と、第28条第1項中「第32条第3項」とあるのは「第46条第2項において読み替えて準用する第32条第3項」と、第32条第3項中「第28条」とあるのは「第46条第2項において読み替えて準用する第36条第2項において読み替えるものとする。

(運営に関する基準)

第51条 第6条第1項及び前款(第23条第1項、第24条、第25条第 1項、第29条、第34条及び第46条を除く。)の規定は、基準該当 居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第 1項中「第33条」とあるのは「第51条第1項において読み替えて とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

2 第11条から第33条まで及び第35条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第46条第2項において読み替えて準用する第33条」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第46条第2項において準用する次条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第46条第2項において準用する第23条第2項」と、第27条第1号中「次条第1項」とあるのは「第46条第2項において準用する次条第1項」と、第32条第3項中「第28条」とあるのは「第46条第2項において準用する第28条」と、第33条中「第37条」とあるのは「第46条第2項において準用する第28条」と、第33条中「第37条」とあるのは「第46条第2項において準用する第37条」と読み替えるものとする。

(運営に関する基準)

第51条 第6条第1項及び前款(第23条第1項、第24条、第25条第 1項、第29条、第34条及び第46条を除く。)の規定は、基準該当 居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第 1項中「第33条」とあるのは「第51条第1項において読み替えて 準用する第33条」と、第12条第3項中「第41条第5項」とあるのは「第51条第1項において準用する第41条第5項」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第51条第1項において読み替えて準用する次条第2項及び第3項」と、第23条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第51条第1項において準用する第23条第2項」と、第27条第1号中「次条第1項」とあるのは「第51条第1項において読み替えて準用する次条第1項」と、第28条第1項中「第7条第2項」とあるのは「第51条第1項において準用する第47条第3項」と、「第32条第3項」とあるのは「第51条第1項において読み替えて準用する第32条第3項」と、第32条第3項中「第28条」とあるのは「第51条第1項において読み替えて準用する第28条」と、第33条中「第37条」とあるのは「第51条第1項において進用する第37条」とあるのは「第51条第1項において進み替えて準用する第28条」と、第33条中「第37条」とあるのは「第51条第1項において進用する第37条」と読み替えるものとする。

2 第6条第2項から第4項まで、前款(第23条第1項、第24条、 第25条第1項、第29条、第34条及び第46条を除く。)及び第47条 から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に 係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場 合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第51条第2 項において読み替えて準用する<u>第33条」と、第12条第3項中「第</u> 41条第5項」とあるのは「第51条第2項において準用する第41条 第5項」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項から第3項ま で」とあるのは「第51条第2項において<u>読み替えて準用する次条</u> 第2項及び第3項」と、第23条第3項中「前2項」とあるのは 準用する<u>第33条」と、</u>第22条第2項ただし書中「次条第1項から 第3項まで」とあるのは「第51条第1項において<u>準用する次条第</u> 2項及び第3項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるの は「第51条第1項において準用する第23条第2項」と、第27条第 1号中「次条第1項」とあるのは「第51条第1項において<u>準用する次条第1項」と、</u>第32条第3項中「第28条」とあるのは「第51 条第1項において<u>準用する第28条</u>」と、第33条中「第37条」とあるのは「第51条第1項において<u>準用する第28条</u>」と、第33条中「第37条」とあるのは「第51条第1項において準用する第37条」と読み替えるものとする。

2 第6条第2項から第4項まで、前款(第23条第1項、第24条、 第25条第1項、第29条、第34条及び第46条を除く。)及び第47条 から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に 係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場 合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第51条第2 項において読み替えて準用する<u>第33条」と、</u>第22条第2項ただし 書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第51条第2項に おいて<u>準用する次条第2項及び第3項</u>」と、第25条第2項中「第 23条第2項」とあるのは「第51条第2項において準用する第23条 第2項」と、第27条第1号中「次条第1項」とあるのは「第51条

「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、 第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第51条第2項にお いて準用する第23条第2項」と、第27条第1号中「次条第1項」 とあるのは「第51条第2項において読み替えて準用する次条第1 項」と、第28条第1項中「第7条第2項」とあるのは「第51条第 2項において準用する第47条第3項」と、「第32条第3項」とあ るのは「第51条第2項において読み替えて準用する第32条第3 項」と、第32条第3項中「第28条」とあるのは「第51条第2項に おいて読み替えて準用する第28条」と、第33条中「第37条」とあ るのは「第51条第2項において準用する第37条」と、第47条第1 項中「省令第44条第1項」とあるのは「省令第48条第2項におい て準用する省令第44条第1項」と、同条第2項中「省令第44条第 2項」とあるのは「省令第48条第2項において準用する省令第44 条第2項」と、前条第1項第2号中「第47条第3項」とあるのは 「次条第2項において準用する第47条第3項」と、同条第2項中 「次条第1項において準用する」とあるのは「次条第2項におい て読み替えて準用する」と読み替えるものとする。

(準用)

第81条 第11条、第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22 条、第38条、第39条第1項、第40条から第42条まで及び第45条の 規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合におい て、これらの規定(第11条第1項及び第38条第1項を除く。)中 「指定居宅介護事業者」とあるのは「指定療養介護事業者」と、 「指定居宅介護の」とあるのは「指定療養介護の」と、「指定居 宅介護を」とあるのは「指定療養介護を」と、「指定居宅介護 第2項において<u>準用する次条第1項」と、</u>第32条第3項中「第28条」とあるのは「第51条第2項において<u>準用する第28条</u>」と、第33条中「第37条」とあるのは「第51条第2項において準用する第37条」と、第47条第1項中「省令第44条第1項」とあるのは「省令第48条第2項において準用する省令第44条第1項」と、同条第2項中「省令第44条第2項」とあるのは「省令第48条第2項において準用する省令第44条第2項」と、前条第1項第2号中「第47条第3項」とあるのは「第51条第2項において準用する第47条第3項」とあるのは「第51条第2項において準用する第47条第3項」と、同条第2項中「次条第1項」とあるのは「第51条第2項」と読み替えるものとする。

(準用)

第81条 第11条、第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22 条、第38条、第39条第1項、第40条から第42条まで及び第45条の 規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合におい て、これらの規定(第11条第1項及び第38条第1項を除く。)中 「指定居宅介護事業者」とあるのは「指定療養介護事業者」と、 「指定居宅介護の」とあるのは「指定療養介護の」と、「指定居 空介護事業所」とあるのは「指定療養介護事業所」と、第11条第 に」とあるのは「指定療養介護に」と、「指定居宅介護事業所」とあるのは「指定療養介護事業所」と、第11条第1項中「指定居宅介護事業者」とあるのは「指定療養介護<u>(第52条に規定する指定療養介護をいう。以下同じ。)の事業を</u>行う者(以下「指定療養介護事業者」という。)」と、「指定居宅介護の」とあるのは「指定療養介護の」と、「第33条」とあるのは「第71条」と、第17条中「、居宅介護」とあるのは「、療養介護」と、<u>第22条第2項ただし書</u>中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第58条第1項から第3項まで」とあるのは「第58条第1項から第3項まで」と、第38条第1項中「指定居宅介護事業所」とあるのは「<u>指定療養介護の事業</u>を行う事業所(以下「指定療養介護事業所」という。)」と読み替えるものとする。

(準用)

第85条 第54条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。 この場合において、同条中「指定療養介護事業者」とあるのは 「指定生活介護事業者(第83条第1項に規定する指定生活介護事 業者をいう。)」と、「指定療養介護事業所ごとに」とあるのは 「指定生活介護事業所(同項に規定する指定生活介護事業所をい う。以下この条において同じ。)ごとに」と、同条ただし書中 「指定療養介護事業所」とあるのは「指定生活介護事業所」と読 み替えるものとする。

(準用)

第98条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25 条、第30条、第38条から第43条まで、第45条、第61条から第64条 まで、第70条、第72条から第74条まで及び第77条から第79条まで 1項中「指定居宅介護事業者」とあるのは「指定療養介護<u>の事業</u>を行う者(以下「指定療養介護事業者」という。)」と、「指定居宅介護の」とあるのは「指定療養介護の」と、「第33条」とあるのは「第71条」と、第17条中「、居宅介護」とあるのは「、療養介護」と、第22条第1項中「指定居宅介護を」とあるのは「指定療養介護を」と、同条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第58条第1項から第3項まで」と、第38条第1項中「指定居宅介護事業所」とあるのは「指定療養介護事業者が当該事業を行う事業所(以下「指定療養介護事業所」という。)」と、第41条第1項及び第3項から第5項までの規定中「指定居宅介護に」とあるのは「指定療養介護に」と読み替えるものとする。

(準用)

第85条 第54条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。

(準用)

第98条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25 条、第30条、第38条から第43条まで、第45条、第61条から第64条 まで、第70条、第72条から第74条まで及び第77条から第79条まで の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合にお いて、これらの規定(第11条第1項及び第15条を除く。)中「指 定居宅介護事業者」とあり、及び「指定療養介護事業者」とある のは「指定生活介護事業者」と、「指定居宅介護の」とあり、及 び「指定療養介護の」とあるのは「指定生活介護の」と、「指定 居宅介護を」とあり、及び「指定療養介護を」とあるのは「指定 生活介護を」と、「指定居宅介護事業所」とあり、及び「指定療 養介護事業所」とあるのは「指定生活介護事業所」と、「指定居 宅介護に」とあり、及び「指定療養介護に」とあるのは「指定生 活介護に」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」 と、第11条第1項中「指定居宅介護事業者」とあるのは「指定生 活介護(第82条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。)の 事業を行う者(以下「指定生活介護事業者」という。)」と、 「指定居宅介護の」とあるのは「指定生活介護の」と、「第33 条」とあるのは「第94条」と、第12条第3項中「第41条第5項」 とあるのは「第98条において読み替えて準用する第41条第5項」 と、第15条中「指定居宅介護事業者」とあるのは「指定生活介護 事業者」と、「指定居宅介護事業所」とあるのは「指定生活介護 の事業を行う事業所(以下「指定生活介護事業所」という。)」 と、「指定居宅介護を」とあるのは「指定生活介護を」と、第17 条中「、居宅介護」とあるのは「、生活介護」と、第22条第2項 ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第87条第 1項から第3項まで」と、第24条中「指定居宅介護及び」とある のは「指定生活介護及び」と、第25条第2項中「第23条第2項」 とあるのは「第87条第2項」と、第61条第1項中「次条第1項」

の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合にお いて、これらの規定(第11条第1項及び第15条を除く。)中「指 定居宅介護事業者」とあり、及び「指定療養介護事業者」とある のは「指定生活介護事業者」と、「指定居宅介護の」とあり、及 び「指定療養介護の」とあるのは「指定生活介護の」と、「指定 居宅介護を」とあり、及び「指定療養介護を」とあるのは「指定 生活介護を」と、「指定居宅介護事業所」とあり、及び「指定療 養介護事業所」とあるのは「指定生活介護事業所」と、「指定居 宅介護に」とあり、及び「指定療養介護に」とあるのは「指定生 |活介護に||と、「療養介護計画||とあるのは「生活介護計画| と、第11条第1項中「指定居宅介護事業者」とあるのは「指定生 活介護の事業を行う者(以下「指定生活介護事業者」とい う。) 」と、「指定居宅介護の」とあるのは「指定生活介護の」 と、「第33条」とあるのは「第94条」と、第15条中「指定居宅介 護事業者」とあるのは「指定生活介護事業者」と、「指定居宅介 護事業所」とあるのは「指定生活介護の事業を行う事業所(以下 「指定生活介護事業所」という。)」と、「指定居宅介護を」と あるのは「指定生活介護を」と、第17条中「、居宅介護」とある のは「、生活介護」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項か ら第3項まで」とあるのは「第87条第1項から第3項まで」と、 第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第87条第2項」 と、第61条第1項中「次条第1項」とあるのは「第98条において 読み替えて準用する次条第1項」と、第62条第4項中「指定療養 介護以外」とあるのは「指定生活介護以外」と、第63条中「前 条」とあるのは「第98条において読み替えて準用する前条」と、

とあるのは「第98条において読み替えて準用する次条第1項」と、第62条第4項中「指定療養介護以外」とあるのは「指定生活介護以外」と、第63条中「前条」とあるのは「第98条において読み替えて準用する前条」と、第79条第2項第1号中「第57条第1項」とあるのは「第98条において読み替えて準用する第21条第1項」と、同項第2号中「第62条第1項」とあるのは「第98条において読み替えて準用する第62条第1項」と、同項第3号中「第69条」とあるのは「第93条」と、同項第4号中「第77条第1項」とあるのは「第98条において読み替えて準用する第77条第1項」とあるのは「第98条において読み替えて準用する第77条第1項」と、同項第5号及び第6号中「第81条」とあるのは「第98条」と読み替えるものとする。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第100条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第114条第1号において同じ。)が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難である障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に

第79条第2項第1号中「第57条第1項」とあるのは「第98条において読み替えて準用する第21条第1項」と、同項第2号中「第62条第1項」とあるのは「第98条において読み替えて準用する第62条第1項」と、同項第3号中「第69条」とあるのは「第93条」と、同項第4号中「第77条第1項」とあるのは「第98条において読み替えて準用する第77条第1項」と、同項第5号及び第6号中「第81条」とあるのは「第98条」と読み替えるものとする。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第100条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第114条第1号において同じ。)が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難である障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する通いサービスを、以下同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に

規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同 じ。)を基準該当生活介護を提供する事業所とみなすものとす る。この場合においては、前条の規定は、当該指定小規模多機能 型居宅介護事業所については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(当該 指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者(指定地域密着型 サービス基準第63条第1項に規定する登録者をいう。)の数並 びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサ ービス、高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所 支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条 例(平成25年高知県条例第13号。以下「障害児通所支援基準条 例」という。)第63条の2の規定により基準該当児童発達支援 とみなされる通いサービス若しくは障害児通所支援基準条例第 83条において読み替えて準用する障害児通所支援基準条例第63 条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされ る通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条 に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定 める省令(平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」 という。) 第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通 いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業 所に登録を受けた障害者及び障害児の数を合計した数の上限を いう。次号において同じ。)を25人以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの 利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサー ビスの利用者の数<u>並びに</u>この条の規定により基準該当生活介護

規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同 じ。)を基準該当生活介護を提供する事業所とみなすものとす る。この場合においては、前条の規定は、当該指定小規模多機能 型居宅介護事業所については適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(当該 指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者(指定地域密着型 サービス基準第63条第1項に規定する登録者をいう。)の数<u>及</u> びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサー ビス<u>又は</u>厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する 政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令 (平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」とい う。)第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に 登録を受けた<u>障害者</u>の数を合計した数の上限をいう。次号において同じ。)を25人以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの 利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサー ビスの利用者の数及びこの条の規定により基準該当生活介護と とみなされる通いサービス、障害児通所支援基準条例第63条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは障害児通所支援基準条例第83条において読み替えて準用する障害児通所支援基準条例第63条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数を合計した数の1日当たりの上限をいう。第114条第2号において同じ。)を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂 (指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号に掲げる居 間及び食堂<u>をいう。)が</u>、機能を十分に発揮することができる 適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者の数を、通いサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、障害児通所支援基準条例第63条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは障害児通所支援基準条例第83条において読み替えて準用する障害児通所支援基準条例第63条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数を合計した数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条に規定する基準を満たしていること。

みなされる通いサービス<u>又は</u>特区省令第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける<u>障害者</u>の数を合計した数の 1 日当たりの上限をいう。第 114 条第 2 号において同じ。)を登録定員の 2 分の 1 から 15 人までの範囲内とすること。

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂 (指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号に掲げる居 間及び食堂<u>をいう。)は</u>、機能を十分に発揮することができる 適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者の数を、通いサービスの利用者の数及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数を合計した数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条に規定する基準を満たしていること。

(5) 略

(準用)

第101条 第45条、第74条、第80条及び第87条第2項から第6項ま での規定は、基準該当生活介護の事業について準用する。この場 合において、これらの規定(第45条第1項及び第74条第1項を除 く。)中「指定居宅介護事業所」とあり、及び「指定療養介護事 業所」とあるのは「基準該当生活介護事業所」と、「指定療養介 護事業者」とあり、及び「指定生活介護事業者」とあるのは「基 準該当生活介護事業者」と、「指定生活介護に」とあるのは「基 準該当生活介護に」と、第45条第1項中「指定居宅介護事業所の 設置者」とあるのは「基準該当生活介護(第99条に規定する基準 該当生活介護をいう。以下同じ。)の事業を行う事業所(以下 「基準該当生活介護事業所」という。) の設置者」と、「当該指 定居宅介護事業所」とあるのは「当該基準該当生活介護事業所」 と、第74条第1項中「指定療養介護事業者」とあるのは「基準該 当生活介護の事業を行う者(以下「基準該当生活介護事業者」と いう。)」と、第87条第2項中「指定生活介護を」とあるのは 「基準該当生活介護を」と、同条第3項中「前2項」とあるのは 「前項」と、同条第4項中「省令第82条第4項」とあるのは「省 令第95条において準用する省令第82条第4項」と、同条第5項中 「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項又は第3項」と読 み替えるものとする。

(準用)

第104条 第8条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、同条中「指定居宅介護事業者」とあるの

(5) 略

(準用)

第101条 第45条、第74条、第80条及び第87条第2項から第6項ま での規定は、基準該当生活介護の事業について準用する。

(準用)

第104条 第8条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

は「指定短期入所(第102条に規定する指定短期入所をいう。) の事業を行う者」と、「指定居宅介護事業所ごとに」とあるのは 「当該事業を行う事業所(以下この条において「指定短期入所事 業所」という。)ごとに」と、同条ただし書中「指定居宅介護事 業所」とあるのは「指定短期入所事業所」と読み替えるものとす る。

(サービスの提供)

第110条 略

 $2 \sim 4$ 略

5 指定短期入所事業者は、利用者の<u>食事を</u>、栄養並びに利用者の 身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間 に提供しなければならない。

(準用)

(サービスの提供)

第110条 略

 $2 \sim 4$ 略

5 指定短期入所事業者は、利用者の<u>食事は</u>、栄養並びに利用者の 身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間 に提供しなければならない。

(準用)

第113条 第11条、第13条から第19条まで、第21条、第22条、第24 条、第25条、第30条、第31条、第38条から第45条まで、第64条、 第70条、第72条、第74条、第77条、第78条、第80条、第92条及び 第95条から第97条までの規定は、指定短期入所の事業について準 用する。この場合において、これらの規定(第11条第1項及び第 15条を除く。)中「指定居宅介護事業者」とあり、「指定療養介 護事業者」とあり、及び「指定生活介護事業者」とあるのは「指 定短期入所事業者」と、「指定居宅介護の」とあり、及び「指定 療養介護の」とあるのは「指定短期入所の」と、「指定居宅介護 事業所」とあり、「指定療養介護事業所」とあり、及び「指定生 活介護事業所」とあるのは「指定短期入所事業所」と、「指定居 宅介護を」とあり、及び「指定短期入所事業所」と、「指定居 期入所を」と、「指定居宅介護に」とあるのは「指定短期入所 に」と、第11条第1項中「指定居宅介護事業者」とあるのは「指 定短期入所(第102条に規定する指定短期入所をいう。以下同 じ。) の事業を行う者(以下「指定短期入所事業者」とい う。) 」と、「指定居宅介護の」とあるのは「指定短期入所の」 と、「第33条」とあるのは「第111条」と、第15条中「指定居宅 介護事業者」とあるのは「指定短期入所事業者」と、「指定居宅 介護事業所」とあるのは「指定短期入所の事業を行う事業所(以 下「指定短期入所事業所」という。)」と、「指定居宅介護を」 とあるのは「指定短期入所を」と、第17条中「、居宅介護」とあ るのは「、短期入所」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項 から第3項まで」とあるのは「第108条第1項から第3項まで」 と、第24条中「指定居宅介護及び」とあるのは「指定短期入所及 び」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第108条 第2項」と、第97条中「前条」とあるのは「第113条において読 み替えて準用する前条」と読み替えるものとする。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

- 第114条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス(以下「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。
 - (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者であって、第100条の 規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、障害 児通所支援基準条例第63条の2の規定により基準該当児童発達 支援とみなされる通いサービス若しくは障害児通所支援基準条 例第83条において読み替えて準用する障害児通所支援基準条例

期入所を」と、「指定居宅介護に」とあるのは「指定短期入所に」と、第11条第1項中「指定居宅介護事業者」とあるのは「指定短期入所<u>の事業を行う者</u>(以下「指定短期入所事業者」という。)」と、「指定居宅介護の」とあるのは「指定短期入所の」と、「第33条」とあるのは「第111条」と、第15条中「指定居宅介護事業者」とあるのは「指定短期入所事業者」と、「指定居宅介護事業所」とあるのは「指定短期入所の事業を行う事業所(以下「指定短期入所事業所」という。)」と、「指定居宅介護を」とあるのは「指定短期入所を」と、第17条中「、居宅介護」とあるのは「、短期入所」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第108条第1項から第3項まで」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第108条第2項」と、第97条中「前条」とあるのは「第113条において読み替えて準用する前条」と読み替えるものとする。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

- 第114条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス(以下「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。
 - (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者であって、第100条の 規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス<u>又は</u>特 区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサ ービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業 所に登録を受けた利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護

第63条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準第63条第5項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。)を提供するものであること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数並びに基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数を合計した数の1日当たりの上限をいう。次号において同じ。)を通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内とすること。

(3) 略

(4) 基準該当短期入所の提供を受ける<u>障害者及び障害児</u>に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第115条 第45条、第74条、第80条及び第108条第2項から第6項までの規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。この場合において、これらの規定(第45条第1項及び第74条第1項を除く。)中「指定居宅介護事業所」とあり、及び「指定療養介護事業所」とあるのは「基準該当短期入所事業所」と、「指定療養介護事業者」とあり、及び「指定短期入所事業者」とあるのは「基

のうち宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準第63条第5項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。)を提供するものであること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数及び基準該当短期入所の提供を受ける利用者の数を合計した数の1日当たりの上限をいう。次号において同じ。)を通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内とすること。

(3) 略

(4) 基準該当短期入所の提供を受ける<u>利用者</u>に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第115条 第45条、第74条、第80条及び第108条第2項から第6項ま での規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。 準該当短期入所事業者」と、「指定短期入所に」とあるのは「基準該当短期入所に」と、第45条第1項中「指定居宅介護事業所の設置者」とあるのは「基準該当短期入所(第114条に規定する基準該当短期入所をいう。以下同じ。)の事業を行う事業所(以下「基準該当短期入所事業所」という。)の設置者」と、「当該指定居宅介護事業所」とあるのは「当該基準該当短期入所事業所」と、第74条第1項中「指定療養介護事業者」とあるのは「基準該当短期入所事業者」という。)」と、第108条第2項中「指定短期入所を」とあるのは「基準該当短期入所を」とあるのは「基準該当短期入所を」とあるのは「前項」と、同条第4項中「省令第120条第4項」とあるのは「省令第125条の3において準用する省令第120条第4項」と、同条第5項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項又は第3項」と読み替えるものとする。

(準用)

第118条 第8条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、同条中「指定居宅介護事業者」とあるのは「指定重度障害者等包括支援事業者(第117条第1項に規定する指定重度障害者等包括支援事業者をいう。)」と、「指定居宅介護事業所ごとに」とあるのは「指定重度障害者等包括支援事業所(同条第2項に規定する指定重度障害者等包括支援事業所をいう。以下この条において同じ。)ごとに」と、同条ただし書中「指定居宅介護事業所」とあるのは「指定重度障害者等包括支援事業所」と読み替えるものとする。

(準用)

(準用)

第118条 第8条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

(準用)

第119条 第10条第1項の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。<u>この場合において、同項中「指定居宅介護事業所」とあるのは「指定重度障害者等包括支援事業所(第117条第2項に規定する指定重度障害者等包括支援事業所をいう。)」と、「指定居宅介護の」とあるのは「指定重度障害者等包括支援(第116条に規定する指定重度障害者等包括支援をいう。)の」と読み替えるものとする。</u>

(準用)

第126条 第11条から第23条まで、第25条、第30条、第31条、第36 条から第45条まで、第70条及び第80条の規定は、指定重度障害者 等包括支援の事業について準用する。この場合において、これら の規定(第11条第1項及び第15条を除く。)中「指定居宅介護事 業者」とあり、及び「指定療養介護事業者」とあるのは「指定重 度障害者等包括支援事業者」と、「指定居宅介護の」とあるのは 「指定重度障害者等包括支援の」と、「指定居宅介護を」とある のは「指定重度障害者等包括支援を」と、「指定居宅介護事業 所」とあり、及び「指定療養介護事業所」とあるのは「指定重度 **適害者等包括支援事業所」と、「指定居宅介護に」とあるのは** 「指定重度障害者等包括支援に」と、第11条第1項中「指定居宅 介護事業者」とあるのは「指定重度障害者等包括支援(第116条 に規定する指定重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。)の事 業を行う者(以下「指定重度障害者等包括支援事業者」とい う。) 」と、「指定居宅介護の」とあるのは「指定重度障害者等 包括支援の」と、「第33条」とあるのは「第125条」と、第12条 第3項中「第41条第5項」とあるのは「第126条において読み替 第119条 第10条第1項の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

(準用)

第126条 第11条から第23条まで、第25条、第30条、第31条、第36 条から第45条まで、第70条及び第80条の規定は、指定重度障害者 等包括支援の事業について準用する。この場合において、これら の規定(第11条第1項及び第15条を除く。)中「指定居宅介護事 業者」とあり、及び「指定療養介護事業者」とあるのは「指定重 度障害者等包括支援事業者」と、「指定居宅介護の」とあるのは 「指定重度障害者等包括支援の」と、「指定居宅介護を」とある のは「指定重度障害者等包括支援を」と、「指定居宅介護事業 所」とあり、及び「指定療養介護事業所」とあるのは「指定重度 **隨害者等包括支援事業所」と、「指定居宅介護に」とあるのは** 「指定重度障害者等包括支援に」と、第11条第1項中「指定居宅 介護事業者」とあるのは「指定重度障害者等包括支援の事業を行 う者(以下「指定重度障害者等包括支援事業者」という。) | と、「指定居宅介護の」とあるのは「指定重度障害者等包括支援 の」と、「第33条」とあるのは「第125条」と、第15条中「指定 居宅介護事業者」とあるのは「指定重度障害者等包括支援事業 者」と、「指定居宅介護事業所」とあるのは「指定重度障害者等

之て準用する第41条第5項」と、第15条中「指定居宅介護事業者」とあるのは「指定重度障害者等包括支援事業者」と、「指定居宅介護事業所」とあるのは「指定重度障害者等包括支援事業所」という。)」と、「指定居宅介護を」とあるのは「指定重度障害者等包括支援を」と、第17条中「、居宅介護」とあるのは「、重度障害者等包括支援」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第126条において読み替えて準用する次条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第126条において読み替えて準用する次条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第126条において読み替えて準用する第23条第2項」と読み替えるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第133条 略

- 2 略
- 3 指定共同生活介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

 $(1)\sim(5)$ 略

4·5 略

(準用)

第145条 第11条、第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22 条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第45条、第57条、 第62条、第64条、第70条、第77条から第80条まで、第93条、第95 条及び第97条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用す 包括支援の事業を行う事業所(以下「指定重度障害者等包括支援事業所」という。)」と、「指定居宅介護を」とあるのは「指定重度障害者等包括支援を」と、第17条中「、居宅介護」とあるのは「、重度障害者等包括支援」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第126条において読み替えて準用する次条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第126条において読み替えて準用する第23条第2項」と読み替えるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第133条 略

- 2 略
- 3 指定共同生活介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給決定障害者から受けるものとする。

 $(1)\sim(5)$ 略

4 · 5 略

(準用)

第145条 第11条、第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22 条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第45条、第57条、 第62条、第64条、第70条、第77条から第80条まで、第93条、第95 条及び第97条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用す る。この場合において、これらの規定(第11条第1項及び第38条 第1項を除く。)中「指定居宅介護事業者」とあり、「指定療養 介護事業者」とあり、及び「指定生活介護事業者」とあるのは 「指定共同生活介護事業者」と、「指定居宅介護の」とあり、 「指定療養介護の」とあり、及び「指定生活介護の」とあるのは 「指定共同生活介護の」と、「指定居宅介護事業所」とあり、 「指定療養介護事業所」とあり、及び「指定生活介護事業所」と あるのは「指定共同生活介護事業所」と、「指定居宅介護を」と あり、「指定療養介護を」とあり、及び「指定生活介護を」とあ るのは「指定共同生活介護を」と、「指定居宅介護に」とあり、 及び「指定療養介護に」とあるのは「指定共同生活介護に」と、 「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、第11条第 1項中「指定居宅介護事業者」とあるのは「指定共同生活介護 (第127条に規定する指定共同生活介護をいう。以下同じ。)の 事業を行う者(以下「指定共同生活介護事業者」という。)」 と、「指定居宅介護の」とあるのは「指定共同生活介護の」と、 「第33条」とあるのは「第139条」と、第17条中「、居宅介護」 とあるのは「、共同生活介護」と、第22条第2項ただし書中「次 条第1項から第3項まで」とあるのは「第133条第1項から第3 項まで」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第 133条第2項」と、第38条第1項中「指定療養介護事業所」とあ るのは「指定共同生活介護の事業を行う事業所(以下「指定共同 生活介護事業所」という。)」と、第62条第4項中「指定療養介 護以外」とあるのは「指定共同生活介護以外」と、第79条第2項 第1号中「第57条第1項」とあるのは「第145条において読み替

る。この場合において、これらの規定(第11条第1項及び第38条 第1項を除く。)中「指定居宅介護事業者」とあり、「指定療養 介護事業者」とあり、及び「指定生活介護事業者」とあるのは 「指定共同生活介護事業者」と、「指定居宅介護の」とあり、 「指定療養介護の」とあり、及び「指定生活介護の」とあるのは 「指定共同生活介護の」と、「指定居宅介護事業所」とあり、 「指定療養介護事業所」とあり、及び「指定生活介護事業所」と あるのは「指定共同生活介護事業所」と、「指定居宅介護を」と あり、「指定療養介護を」とあり、及び「指定生活介護を」とあ るのは「指定共同生活介護を」と、「指定居宅介護に」とあり、 及び「指定療養介護に」とあるのは「指定共同生活介護に」と、 「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、第11条第 1項中「指定居宅介護事業者」とあるのは「指定共同生活介護の 事業を行う者(以下「指定共同生活介護事業者」という。)」 と、「指定居宅介護の」とあるのは「指定共同生活介護の」と、 「第33条」とあるのは「第139条」と、第17条中「、居宅介護」 とあるのは「、共同生活介護」と、第22条第2項ただし書中「次 条第1項から第3項まで」とあるのは「第133条第1項から第3 項まで」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第 133条第2項」と、第38条第1項「指定療養介護事業所」とある のは「指定共同生活介護の事業を行う事業所(以下「指定共同生 活介護事業所」という。)」と、第62条第4項中「指定療養介護 以外」とあるのは「指定共同生活介護以外」と、第79条第2項第 1号中「第57条第1項」とあるのは「第145条において読み替え て準用する第57条第1項」と、同項第2号中「第62条第1項」と

えて準用する第57条第1項」と、同項第2号中「第62条第1項」とあるのは「第145条において読み替えて準用する第62条第1項」と、同項第3号中「第69条」とあるのは「第145条において読み替えて準用する第93条」と、同項第4号中「第77条第1項」とあるのは「第145条において読み替えて準用する第77条第1項」と、同項第5号及び第6号中「第81条」とあるのは「第145条」と、第97条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第144条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

(準用)

第148条 第54条及び第84条の規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第54条中「指定療養介護事業者」とあるのは「指定自立訓練(機能訓練)事業者(第147条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。第148条において読み替えて準用する第84条第1項において同じ。)」と、「指定療養介護事業所ごとに」とあるのは「指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。以下同じ。)ごとに」と、同条ただし書中「指定療養介護事業所」とあるのは「指定自立訓練(機能訓練)事業所」と、第84条第1項中「指定生活介護事業者」とあるのは「指定自立訓練(機能訓練)事業所」と、第84条第1項中「指定生活介護事業者」とあるのは「指定自立訓練(機能訓練)事業者」と、「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練(機能訓練)事業者」と、「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練(機能訓練)事業者」と、「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練(機能訓練)事業者」と、「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練(機能訓練)事業

(準用)

第149条 第86条の規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業につ

あるのは「第145条において読み替えて準用する第62条第1項」と、同項第3号中「第69条」とあるのは「第145条において読み替えて準用する第93条」と、同項第4号中「第77条第1項」とあるのは「第145条において読み替えて準用する第77条第1項」と、同項第5号及び第6号中「第81条」とあるのは「第145条」と、第97条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第144条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

(準用)

第148条 第54条及び第84条の規定は、指定自立訓練(機能訓練) の事業について準用する。

(準用)

第149条 第86条の規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業につ

いて準用する。<u>この場合において、同条第1項中「指定生活介護</u>事業所」とあるのは「指定自立訓練(機能訓練)事業所(第147条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。第4項において同じ。)」と、同条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練(機能訓練)事業所」と読み替えるものとする。

(準用)

第153条 第11条から第22条まで、第24条、第25条、第30条、第38 条から第43条まで、第45条、第61条から第64条まで、第70条、第 72条から第74条まで、第77条から第79条まで及び第91条から第97 条までの規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用 する。この場合において、これらの規定(第11条第1項及び第15 条を除く。) 中「指定居宅介護事業者」とあり、「指定療養介護 事業者」とあり、及び「指定生活介護事業者」とあるのは「指定 自立訓練(機能訓練)事業者」と、「指定居宅介護の」とあり、 「指定療養介護の」とあり、及び「指定生活介護の」とあるのは 「指定自立訓練(機能訓練)の」と、「指定居宅介護を」とあ り、「指定療養介護を」とあり、及び「指定生活介護を」とある のは「指定自立訓練(機能訓練)を」と、「指定居宅介護事業 所」とあり、「指定療養介護事業所」とあり、及び「指定生活介 護事業所」とあるのは「指定自立訓練(機能訓練)事業所」と、 「指定居宅介護に」とあり、及び「指定療養介護に」とあるのは 「指定自立訓練(機能訓練)に」と、「療養介護計画」とあるの は「自立訓練(機能訓練)計画」と、第11条第1項中「指定居宅 介護事業者」とあるのは「指定自立訓練(機能訓練) (第146条 いて準用する。

(準用)

第153条 第11条から第22条まで、第24条、第25条、第30条、第38 条から第43条まで、第45条、第61条から第64条まで、第70条、第 72条から第74条まで、第77条から第79条まで及び第91条から第97 条までの規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用 する。この場合において、これらの規定(第11条第1項及び第15 条を除く。)中「指定居宅介護事業者」とあり、「指定療養介護 事業者」とあり、及び「指定生活介護事業者」とあるのは「指定 自立訓練(機能訓練)事業者」と、「指定居宅介護の」とあり、 「指定療養介護の」とあり、及び「指定生活介護の」とあるのは 「指定自立訓練(機能訓練)の」と、「指定居宅介護を」とあ り、「指定療養介護を」とあり、及び「指定生活介護を」とある のは「指定自立訓練(機能訓練)を」と、「指定居宅介護事業 所」とあり、「指定療養介護事業所」とあり、及び「指定生活介 護事業所」とあるのは「指定自立訓練(機能訓練)事業所」と、 「指定居宅介護に」とあり、及び「指定療養介護に」とあるのは 「指定自立訓練(機能訓練)に」と、「療養介護計画」とあるの は「自立訓練(機能訓練)計画」と、第11条第1項中「指定居宅 介護事業者」とあるのは「指定自立訓練(機能訓練)の事業を行

に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)の事 業を行う者(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業者」とい う。)」と、「指定居宅介護の」とあるのは「指定自立訓練(機 能訓練)の」と、「第33条」とあるのは「第153条において読み 替えて準用する第94条」と、第12条第3項中「第41条第5項」と あるのは「第153条において読み替えて準用する第41条第5項」 と、第15条中「指定居宅介護事業者」とあるのは「指定自立訓練 (機能訓練) 事業者」と、「指定居宅介護事業所」とあるのは 「指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う事業所(以下「指定自 立訓練(機能訓練)事業所」という。)」と、「指定居宅介護 を」とあるのは「指定自立訓練(機能訓練)を」と、第17条中 「、居宅介護」とあるのは「、自立訓練(機能訓練)」と、第22 条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは 「第150条第1項から第3項まで」と、第24条中「指定居宅介護 及び」とあるのは「指定自立訓練(機能訓練)及び」と、第25条 第2項中「第23条第2項」とあるのは「第150条第2項」と、第 61条第1項中「次条第1項」とあるのは「第153条において読み 替えて準用する次条第1項」と、第62条第4項中「指定療養介護 以外」とあるのは「指定自立訓練(機能訓練)以外」と、同条第 8項中「6月」とあるのは「3月」と、第63条中「前条」とある のは「第153条において読み替えて準用する前条」と、第79条第 2項第1号中「第57条第1項」とあるのは「第153条において読 み替えて準用する第21条第1項」と、同項第2号中「第62条第1 項」とあるのは「第153条において読み替えて準用する第62条第 1項」と、同項第3号中「第69条」とあるのは「第153条におい

う者(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業者」という。)」 と、「指定居宅介護の」とあるのは「指定自立訓練(機能訓練) の」と、「第33条」とあるのは「第153条において読み替えて準 用する第94条」と、第15条中「指定居宅介護事業者」とあるのは 「指定自立訓練(機能訓練)事業者」と、「指定居宅介護事業 所」とあるのは「指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う事業所 (以下「指定自立訓練(機能訓練)事業所」という。)」と、 「指定居宅介護を」とあるのは「指定自立訓練(機能訓練)を」 と、第17条中「、居宅介護」とあるのは「、自立訓練(機能訓 練) 」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項から第3項ま で」とあるのは「第150条第1項から第3項まで」と、第25条第 2項中「第23条第2項」とあるのは「第150条第2項」と、第61 条第1項中「次条第1項」とあるのは「第153条において読み替 えて準用する次条第1項」と、第62条第4項中「指定療養介護以 外」とあるのは「指定自立訓練(機能訓練)以外」と、同条第8 項中「6月」とあるのは「3月」と、第63条中「前条」とあるの は「第153条において読み替えて準用する前条」と、第79条第2 項第1号中「第57条第1項」とあるのは「第153条において読み 替えて準用する第21条第1項」と、同項第2号中「第62条第1 項」とあるのは「第153条において読み替えて準用する第62条第 1項」と、同項第3号中「第69条」とあるのは「第153条におい て読み替えて準用する第93条」と、同項第4号中「第77条第1 項」とあるのは「第153条において読み替えて準用する第77条第 1項」と、同項第5号及び第6号中「第81条」とあるのは「第 153条」と、第94条中「第97条」とあるのは「第153条において読 て読み替えて準用する第93条」と、同項第4号中「第77条第1項」とあるのは「第153条において読み替えて準用する第77条第1項」と、同項第5号及び第6号中「第81条」とあるのは「第153条」と、第94条中「第97条」とあるのは「第153条において読み替えて準用する第97条」と、第97条中「前条」とあるのは「第153条において読み替えて準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第155条 第45条、第74条、第91条及び第150条第2項から第6項ま での規定は、基準該当自立訓練(機能訓練)の事業について準用 する。この場合において、これらの規定(第45条第1項及び第74 条第1項を除く。)中「指定居宅介護事業所」とあり、「指定療 養介護事業所」とあり、及び「指定生活介護事業所」とあるのは 「基準該当自立訓練(機能訓練)事業所」と、「指定療養介護事 業者」とあり、「指定生活介護事業者」とあり、及び「指定自立 訓練(機能訓練)事業者」とあるのは「基準該当自立訓練(機能 訓練)事業者」と、「指定自立訓練(機能訓練)に」とあるのは 「基準該当自立訓練(機能訓練)に」と、第45条第1項中「指定 居宅介護事業所の設置者」とあるのは「基準該当自立訓練(機能 訓練) (第154条に規定する基準該当自立訓練(機能訓練)をい う。以下同じ。)の事業を行う事業所(以下「基準該当自立訓練 (機能訓練)事業所」という。)の設置者」と、「当該指定居宅 介護事業所」とあるのは「当該基準該当自立訓練(機能訓練)事 業所」と、第74条第1項中「指定療養介護事業者」とあるのは □基準該当自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下□基準該

み替えて準用する第97条」と、第97条中「前条」とあるのは「第 153条において読み替えて準用する前条」と読み替えるものとす る。

(準用)

第155条 第45条、第74条、第91条及び第150条第2項から第6項までの規定は、基準該当自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

当自立訓練(機能訓練)事業者」という。)」と、第150条第2 項中「指定自立訓練(機能訓練)を」とあるのは「基準該当自立 訓練(機能訓練)を」と、同条第3項中「前2項」とあるのは 「前項」と、同条第4項中「省令第159条第4項」とあるのは 「省令第164条において準用する省令第159条第4項」と、同条第 5項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項又は第3 項」と読み替えるものとする。

(準用)

第158条 第54条及び第84条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第54条中「指定療養介護事業者」とあるのは「指定自立訓練(生活訓練)事業者(第157条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。第158条において読み替えて準用する第84条第1項において同じ。)」と、「指定療養介護事業所ごとに」とあるのは「指定自立訓練(生活訓練)事業所(第157条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。以下同じ。)ごとに」と、同条ただし書中「指定療養介護事業所」とあるのは「指定自立訓練(生活訓練)事業所」と、第84条第1項中「指定生活介護事業者」とあるのは「指定自立訓練(生活訓練)事業者」と、「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練(生活訓練)事業者」と、「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練(生活訓練)事業者」と、「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練(生活訓練)事業

(準用)

第163条 第11条から第20条まで、第22条、第24条、第25条、第30 条、第38条から第43条まで、第45条、第61条から第64条まで、第70条、第72条から第74条まで、第77条、第78条、第91条から第97 (準用)

第158条 第54条及び第84条の規定は、指定自立訓練(生活訓練) の事業について準用する。

(準用)

第163条 第11条から第20条まで、第22条、第24条、第25条、第30 条、第38条から第43条まで、第45条、第61条から第64条まで、第 70条、第72条から第74条まで、第77条、第78条、第91条から第97 条まで、第134条、第151条及び第152条の規定は、指定自立訓練 (生活訓練)の事業について準用する。この場合において、これ らの規定(第11条第1項及び第15条を除く。)中「指定居宅介護 事業者」とあり、「指定療養介護事業者」とあり、「指定生活介 護事業者」とあり、「指定共同生活介護事業者」とあり、及び 「指定自立訓練(機能訓練)事業者」とあるのは「指定自立訓練 (生活訓練)事業者」と、「指定居宅介護の」とあり、「指定療 養介護の」とあり、及び「指定生活介護の」とあるのは「指定自 立訓練(生活訓練)の」と、「指定居宅介護を」とあり、「指定 療養介護を」とあり、「指定生活介護を」とあり、及び「指定共 同生活介護を」とあるのは「指定自立訓練(生活訓練)を」と、 「指定居宅介護事業所」とあり、「指定療養介護事業所」とあ り、「指定生活介護事業所」とあり、及び「指定自立訓練(機能 訓練)事業所」とあるのは「指定自立訓練(生活訓練)事業所」 と、「指定居宅介護に」とあり、及び「指定療養介護に」とある のは「指定自立訓練(生活訓練)に」と、「療養介護計画」とあ るのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第11条第1項中「指定 居宅介護事業者」とあるのは「指定自立訓練(生活訓練)(第 156条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。以下同 じ。) の事業を行う者(以下「指定自立訓練(生活訓練)事業 者」という。)」と、「指定居宅介護の」とあるのは「指定自立 訓練(生活訓練)の」と、「第33条」とあるのは「第163条にお いて読み替えて準用する第94条」と、第12条第3項中「第41条第 5項」とあるのは「第163条において読み替えて準用する第41条 第5項」と、第15条中「指定居宅介護事業者」とあるのは「指定

条まで、第134条、第151条及び第152条の規定は、指定自立訓練 (生活訓練)の事業について準用する。この場合において、これ らの規定(第11条第1項及び第15条を除く。)中「指定居宅介護 事業者」とあり、「指定療養介護事業者」とあり、「指定生活介 護事業者」とあり、「指定共同生活介護事業者」とあり、及び 「指定自立訓練(機能訓練)事業者」とあるのは「指定自立訓練 (生活訓練)事業者」と、「指定居宅介護の」とあり、「指定療 養介護の」とあり、及び「指定生活介護の」とあるのは「指定自 立訓練(生活訓練)の」と、「指定居宅介護を」とあり、「指定 療養介護を」とあり、「指定生活介護を」とあり、及び「指定共 同生活介護を」とあるのは「指定自立訓練(生活訓練)を」と、 「指定居宅介護事業所」とあり、「指定療養介護事業所」とあ り、「指定生活介護事業所」とあり、及び「指定自立訓練(機能 訓練)事業所」とあるのは「指定自立訓練(生活訓練)事業所」 と、「指定居宅介護に」とあり、及び「指定療養介護に」とある のは「指定自立訓練(生活訓練)に」と、「療養介護計画」とあ るのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第11条第1項中「指定 居宅介護事業者」とあるのは「指定自立訓練(生活訓練)の事業 を行う者(以下「指定自立訓練(生活訓練)事業者」とい う。)」と、「指定居宅介護の」とあるのは「指定自立訓練(生 活訓練)の」と、「第33条」とあるのは「第163条において読み 替えて準用する第94条」と、第15条中「指定居宅介護事業者」と あるのは「指定自立訓練(生活訓練)事業者」と、「指定居宅介 護事業所」とあるのは「指定自立訓練(生活訓練)の事業を行う 事業所(以下「指定自立訓練(生活訓練)事業所」という。)」

自立訓練(生活訓練)事業者」と、「指定居宅介護事業所」とあ るのは「指定自立訓練(生活訓練)の事業を行う事業所(以下 「指定自立訓練(生活訓練)事業所」という。)」と、「指定居 宅介護を」とあるのは「指定自立訓練(生活訓練)を」と、第17 条中「、居宅介護」とあるのは「、自立訓練(生活訓練)」と、 第22条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるの は「第161条第1項から第4項まで」と、第24条中「支給決定障 害者等の」とあるのは「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を 受ける者及び省令第171条において読み替えて準用する省令第22 条の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条にお いて同じ。)の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当 該支給決定障害者」と、「指定居宅介護及び」とあるのは「指定 自立訓練(生活訓練)及び」と、第25条第2項中「第23条第2 項」とあるのは「第161条第2項」と、第61条第1項中「次条第 1項」とあるのは「第163条において読み替えて準用する次条第 1項」と、第62条第4項中「指定療養介護以外」とあるのは「指 定自立訓練(生活訓練)以外」と、同条第8項中「6月」とある のは「3月」と、第63条中「前条」とあるのは「第163条におい て読み替えて準用する前条」と、第94条中「第97条」とあるのは 「第163条において読み替えて準用する第97条」と、第97条中 「前条」とあるのは「第163条において読み替えて準用する前 条」と、第134条第1項中「、支給決定障害者」とあるのは「、 支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第171 条において読み替えて準用する省令第144条第1項の規定により 厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。)」

と、「指定居宅介護を」とあるのは「指定自立訓練(生活訓練) を」と、第17条中「、居宅介護」とあるのは「、自立訓練(生活 訓練)」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項から第3項ま で」とあるのは「第161条第1項から第4項まで」と、第24条中 「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者(指定宿泊 型自立訓練を受ける者及び省令第171条において読み替えて準用 する省令第22条の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。以 下この条において同じ。)の」と、「当該支給決定障害者等」と あるのは「当該支給決定障害者」と、第25条第2項中「第23条第 2項」とあるのは「第161条第2項」と、第61条第1項中「次条 第1項」とあるのは「第163条において読み替えて準用する次条 第1項」と、第62条第4項中「指定療養介護以外」とあるのは 「指定自立訓練(生活訓練)以外」と、同条第8項中「6月」と あるのは「3月」と、第63条中「前条」とあるのは「第163条に おいて読み替えて準用する前条」と、第94条中「第97条」とある のは「第163条において読み替えて準用する第97条」と、第97条 中「前条」とあるのは「第163条において読み替えて準用する前 条」と、第134条第1項中「、支給決定障害者」とあるのは「、 支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第171 条において読み替えて準用する省令第144条第1項の規定により 厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。)」 と、「指定共同生活介護及び」とあるのは「指定自立訓練(生活 訓練)及び」と、同条第2項中「指定共同生活介護及び」とある のは「指定自立訓練(生活訓練)及び」と読み替えるものとす る。

と、「指定共同生活介護及び」とあるのは「指定自立訓練(生活 訓練)及び」と、同条第2項中「指定共同生活介護及び」とある のは「指定自立訓練(生活訓練)及び」と読み替えるものとす る。

(準用)

第165条 第45条、第74条、第91条及び第150条第2項から第6項ま での規定は、基準該当自立訓練(生活訓練)の事業について準用 する。この場合において、これらの規定(第45条第1項及び第74 条第1項を除く。)中「指定居宅介護事業所」とあり、「指定療 養介護事業所」とあり、及び「指定生活介護事業所」とあるのは 「基準該当自立訓練(生活訓練)事業所」と、「指定療養介護事 業者」とあり、「指定生活介護事業者」とあり、及び「指定自立 訓練(機能訓練)事業者」とあるのは「基準該当自立訓練(生活 訓練)事業者」と、「指定自立訓練(機能訓練)に」とあるのは 「基準該当自立訓練(生活訓練)に」と、第45条第1項中「指定 居宅介護事業所の設置者」とあるのは「基準該当自立訓練(生活 訓練)(第164条に規定する基準該当自立訓練(生活訓練)をい う。以下同じ。)の事業を行う事業所(以下「基準該当自立訓練 (生活訓練)事業所」という。)の設置者」と、「当該指定居宅 介護事業所」とあるのは「当該基準該当自立訓練(生活訓練)事 業所」と、第74条第1項中「指定療養介護事業者」とあるのは 「基準該当自立訓練(生活訓練)の事業を行う者(以下「基準該 当自立訓練(生活訓練)事業者」という。)」と、第150条第2 項中「指定自立訓練(機能訓練)を」とあるのは「基準該当自立 訓練(生活訓練)を」と、同条第3項中「前2項」とあるのは

(準用)

第165条 第45条、第74条、第91条及び第150条第2項から第6項までの規定は、基準該当自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。

「前項」と、同条第4項中「省令第159条第4項」とあるのは 「省令第173条において準用する省令第159条第4項」と、同条第 5項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項又は第3 項」と読み替えるものとする。

(準用)

第169条 第54条及び第84条の規定は、指定就労移行支援<u>の事業</u> (認定指定就労移行支援事業所の人員に関する基準にあっては、第84条の規定を除く。) について準用する。この場合において、第54条中「指定療養介護事業者」とあるのは「指定就労移行支援事業者をいう。第169条において読み替えて準用する第84条第1項において同じ。)」と、「指定療養介護事業所ごとに」とあるのは「指定就労移行支援事業所(第167条第1項に規定する指定就労移行支援事業所をいう。以下同じ。)ごとに」と、同条ただし書中「指定療養介護事業所」とあるのは「指定就労移行支援事業所」とあるのは「指定就労移行支援事業所」とあるのは「指定就労移行支援事業所」とあるのは「指定就労移行支援事業所」とあるのは「指定就労移行支援事業所」と読み替えるものとする。

(認定指定就労移行支援事業所の設備の基準)

第170条 次条<u>において読み替えて</u>準用する第86条の規定にかかわらず、認定指定就労移行支援事業所の設備の基準は、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。 (進用) (準用)

第169条 第54条及び第84条の規定は、指定就労移行支援<u>の事業</u>について準用する。<u>この場合において、認定指定就労移行支援事業</u>所については、同条の規定は、適用しない。

(認定指定就労移行支援事業所の設備の基準)

第170条 次条<u>において</u>準用する第86条の規定にかかわらず、認定 指定就労移行支援事業所の設備の基準は、あん摩マツサージ指圧 師、はり師及びきゆう師に係る養成施設認定規則の規定によりあ ん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成 施設として必要とされる設備を有することとする。

(準用)

第171条 第86条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、同条第1項中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定就労移行支援事業所(第167条第1項に規定する指定就労移行支援事業所をいう。第4項において同じ。)」と、同条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定就労移行支援事業所」と読み替えるものとする。

(準用)

第176条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25 条、第30条、第38条から第43条まで、第45条、第61条から第64条 まで、第70条、第72条から第74条まで、第77条から第79条まで、 第89条から第97条まで、第134条、第150条及び第151条の規定 は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合におい て、これらの規定(第11条第1項及び第15条を除く。)中「指定 居宅介護事業者」とあり、「指定療養介護事業者」とあり、「指 定生活介護事業者」とあり、「指定共同生活介護事業者」とあ り、及び「指定自立訓練(機能訓練)事業者」とあるのは「指定 就労移行支援事業者」と、「指定居宅介護の」とあり、「指定療 養介護の」とあり、及び「指定生活介護の」とあるのは「指定就 労移行支援の」と、「指定居宅介護を」とあり、「指定療養介護 を」とあり、「指定生活介護を」とあり、「指定共同生活介護 を」とあり、及び「指定自立訓練(機能訓練)を」とあるのは 「指定就労移行支援を」と、「指定居宅介護事業所」とあり、 「指定療養介護事業所」とあり、「指定生活介護事業所」とあ り、及び「指定自立訓練(機能訓練)事業所」とあるのは「指定 就労移行支援事業所」と、「指定居宅介護に」とあり、「指定療 第171条 第86条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用 する。

(準用)

第176条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25 条、第30条、第38条から第43条まで、第45条、第61条から第64条 まで、第70条、第72条から第74条まで、第77条から第79条まで、 第89条から第97条まで、第134条、第150条及び第151条の規定 は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合におい て、これらの規定(第11条第1項及び第15条を除く。)中「指定 居宅介護事業者」とあり、「指定療養介護事業者」とあり、「指 定生活介護事業者」とあり、「指定共同生活介護事業者」とあ り、及び「指定自立訓練(機能訓練)事業者」とあるのは「指定 就労移行支援事業者」と、「指定居宅介護の」とあり、「指定療 養介護の」とあり、及び「指定生活介護の」とあるのは「指定就 労移行支援の」と、「指定居宅介護を」とあり、「指定療養介護 を」とあり、「指定生活介護を」とあり、「指定共同生活介護 を」とあり、及び「指定自立訓練(機能訓練)を」とあるのは 「指定就労移行支援を」と、「指定居宅介護事業所」とあり、 「指定療養介護事業所」とあり、「指定生活介護事業所」とあ り、及び「指定自立訓練(機能訓練)事業所」とあるのは「指定 就労移行支援事業所」と、「指定居宅介護に」とあり、「指定療 養介護に」とあり、及び「指定自立訓練(機能訓練)に」とある のは「指定就労移行支援に」と、「療養介護計画」とあるのは 「就労移行支援計画」と、第11条第1項中「指定居宅介護事業 者」とあるのは「指定就労移行支援(第166条に規定する指定就 労移行支援をいう。以下同じ。) の事業を行う者(以下「指定就 労移行支援事業者」という。)」と、「指定居宅介護の」とある のは「指定就労移行支援の」と、「第33条」とあるのは「第176 条において読み替えて準用する第94条」と、第12条第3項中「第 41条第5項」とあるのは「第176条において読み替えて準用する 第41条第5項」と、第15条中「指定居宅介護事業者」とあるのは 「指定就労移行支援事業者」と、「指定居宅介護事業所」とある のは「指定就労移行支援の事業を行う事業所(以下「指定就労移 行支援事業所」という。)」と、「指定居宅介護を」とあるのは 「指定就労移行支援を」と、第17条中「、居宅介護」とあるのは 「、就労移行支援」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項か ら第3項まで」とあるのは「第176条において読み替えて準用す る第150条第1項から第3項まで」と、第24条中「支給決定障害 者等の」とあるのは「支給決定障害者(省令第184条において読 み替えて準用する省令第22条の規定により厚生労働大臣が定める 者を除く。以下この条において同じ。)の」と、「当該支給決定 障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、「指定居宅介 護及び」とあるのは「指定就労移行支援及び」と、第25条第2項 中「第23条第2項」とあるのは「第176条において読み替えて準 用する第150条第2項」と、第61条第1項中「次条第1項」とあ るのは「第176条において読み替えて準用する次条第1項」と、

養介護に」とあり、及び「指定自立訓練(機能訓練)に」とある のは「指定就労移行支援に」と、「療養介護計画」とあるのは 「就労移行支援計画」と、第11条第1項中「指定居宅介護事業 者」とあるのは「指定就労移行支援の事業を行う者(以下「指定 就労移行支援事業者」という。)」と、「指定居宅介護の」とあ るのは「指定就労移行支援の」と、「第33条」とあるのは「第 176条において読み替えて準用する第94条」と、第15条中「指定 居宅介護事業者」とあるのは「指定就労移行支援事業者」と、 「指定居宅介護事業所」とあるのは「指定就労移行支援の事業を 行う事業所(以下「指定就労移行支援事業所」という。)」と、 「指定居宅介護を」とあるのは「指定就労移行支援を」と、第17 条中「、居宅介護」とあるのは「、就労移行支援」と、第22条第 2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第 176条において読み替えて準用する第150条第1項から第3項ま で」と、第24条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定 障害者(省令第184条において読み替えて準用する省令第22条の 規定により厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において 同じ。)の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支 給決定障害者」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは 「第176条において読み替えて準用する第150条第2項」と、第61 条第1項中「次条第1項」とあるのは「第176条において読み替 えて準用する次条第1項」と、第62条第4項中「指定療養介護以 外」とあるのは「指定就労移行支援以外」と、同条第8項中「6 月」とあるのは「3月」と、第63条中「前条」とあるのは「第 176条において読み替えて準用する前条」と、第79条第2項同項 第62条第4項中「指定療養介護以外」とあるのは「指定就労移行 支援以外」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第 63条中「前条」とあるのは「第176条において読み替えて準用す る前条」と、第79条第2項第1号中「第57条第1項」とあるのは 「第176条において読み替えて準用する第21条第1項」と、同項 第2号中「第62条第1項」とあるのは「第176条において読み替 えて準用する第62条第1項」と、同項第3号中「第69条」とある のは「第176条において読み替えて準用する第93条」と、同項第 4 号中「第77条第1項」とあるのは「第176条において読み替え て準用する第77条第1項」と、同項第5号及び第6号中「第81 条」とあるのは「第176条」と、第94条中「第97条」とあるのは 「第176条において読み替えて準用する第97条」と、第97条中 「前条」とあるのは「第176条において読み替えて準用する前 条」と、第134条第1項中「、支給決定障害者」とあるのは「、 支給決定障害者(省令第184条において読み替えて準用する省令 第144条第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。以 下この条において同じ。)」と、「指定共同生活介護及び」とあ るのは「指定就労移行支援及び」と、同条第2項中「指定共同生 活介護及び」とあるのは「指定就労移行支援及び」と、第150条 第4項中「省令第159条第4項」とあるのは「省令第184条におい て準用する省令第159条第4項」と読み替えるものとする。

(準用)

第179条 第54条及び第84条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。<u>この場合において、第54条中「指定療養介</u>護事業者」とあるのは「指定就労継続支援A型事業者(第178条

第1号中「第57条第1項」とあるのは「第176条において読み替 えて準用する第21条第1項」と、同項第2号中「第62条第1項」 とあるのは「第176条において読み替えて準用する第62条第1 項」と、同項第3号中「第69条」とあるのは「第176条において 読み替えて準用する第93条」と、同項第4号中「第77条第1項」 とあるのは「第176条において読み替えて準用する第77条第1 項」と、同項第5号及び第6号中「第81条」とあるのは「第176 条」と、第94条中「第97条」とあるのは「第176条において読み 替えて準用する第97条」と、第97条中「前条」とあるのは「第 176条において読み替えて準用する前条」と、第134条第1項中 「、支給決定障害者」とあるのは「、支給決定障害者(省令第 184条において読み替えて準用する省令第144条第1項の規定によ り厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同 じ。)」と、「指定共同生活介護及び」とあるのは「指定就労移 行支援及び」と、同条第2項中「指定共同生活介護及び」とある のは「指定就労移行支援及び」と読み替えるものとする。

(準用)

第179条 第54条及び第84条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。

第1項に規定する指定就労継続支援A型事業者をいう。第179条において読み替えて準用する第84条第1項において同じ。)」と、「指定療養介護事業所ごとに」とあるのは「指定就労継続支援A型事業所(第178条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。以下同じ。)ごとに」と、同条ただし書中「指定療養介護事業所」とあるのは「指定就労継続支援A型事業所」と、第84条第1項中「指定生活介護事業者」とあるのは「指定就労継続支援A型事業者」と、「指定生活介護事業所」とあるのは「指定就労継続支援A型事業者」と、「指定生活介護事業所」とあるのは「指定就労継続支援A型事業者」と、「指定生活介護事業所」とあるのは「指定就労継続支援A型事業所」と読み替えるものとする。
(準用)

第189条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第45条、第61条から第64条まで、第70条、第72条から第74条まで、第77条から第79条まで、第91条から第97条まで、第150条、第151条及び第175条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、これらの規定(第11条第1項及び第15条を除く。)中「指定居宅介護事業者」とあり、「指定自立訓練(機能訓練)事業者」とあり、及び「指定就労移行支援事業者」とあり、「指定就労継続支援A型事業者」と、「指定居宅介護の」とあり、「指定療養介護の」とあり、「指定産業介護の」とあり、「指定産業介護を」とあり、「指定産業介護を」とあり、「指定産業介護を」とあり、「指定直立訓練(機能訓練)を」とあるのは「指定就労継続支援A型の」と、「指定居宅介護を」とあり、「指定産業介護を」とあり、「指定産業介護を」とあり、「指定産業介護を」とあり、「指定産業介護を」とあり、「指定産業の護事業所」とあり、「指定療養介護

(準用)

第189条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第45条、第61条から第64条まで、第70条、第72条から第74条まで、第77条から第79条まで、第91条から第97条まで、第150条、第151条及び第175条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、これらの規定(第11条第1項及び第15条を除く。)中「指定居宅介護事業者」とあり、「指定自立訓練(機能訓練)事業者」とあり、及び「指定就労移行支援事業者」とあり、「指定居宅介護の」とあり、「指定就労継続支援A型事業者」と、「指定居宅介護の」とあり、「指定療養介護の」とあり、「指定居宅介護を」とあり、「指定産業介護を」とあり、「指定産業介護を」とあり、「指定自立訓練(機能訓練)を」とあるのは「指定就労継続支援A型の」と、「指定居宅介護を」とあり、「指定自立訓練(機能訓練)を」とあるのは「指定就労継続支援A型を」と、「指定居宅介護事業所」とあり、「指定療養介護事業の

事業所」とあり、「指定生活介護事業所」とあり、及び「指定自 立訓練(機能訓練)事業所」とあるのは「指定就労継続支援A型 事業所」と、「指定居宅介護に」とあり、「指定療養介護に」と あり、及び「指定自立訓練(機能訓練)に」とあるのは「指定就 労継続支援A型に」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続 支援A型計画」と、第11条第1項中「指定居宅介護事業者」とあ るのは「指定就労継続支援A型(第177条に規定する指定就労継 続支援A型をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「指定就 労継続支援A型事業者」という。)」と、「指定居宅介護の」と あるのは「指定就労継続支援A型の」と、「第33条」とあるのは 「第189条において読み替えて準用する第94条」と、第12条第3 項中「第41条第5項」とあるのは「第189条において読み替えて 準用する第41条第5項」と、第15条中「指定居宅介護事業者」と あるのは「指定就労継続支援A型事業者」と、「指定居宅介護事 業所」とあるのは「指定就労継続支援A型の事業を行う事業所 (以下「指定就労継続支援A型事業所」という。)」と、「指定 居宅介護を」とあるのは「指定就労継続支援A型を」と、第17条 中「、居宅介護」とあるのは「、就労継続支援A型」と、第22条 第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第 189条において読み替えて準用する第150条第1項から第3項ま で」と、第24条中「指定居宅介護及び」とあるのは「指定就労継 続支援A型及び」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるの は「第189条において読み替えて準用する第150条第2項」と、第 61条第1項中「次条第1項」とあるのは「第189条において読み 替えて準用する次条第1項」と、第62条第4項中「指定療養介護

業所」とあり、「指定生活介護事業所」とあり、及び「指定自立 訓練(機能訓練)事業所」とあるのは「指定就労継続支援A型事 業所」と、「指定居宅介護に」とあり、「指定療養介護に」とあ り、及び「指定自立訓練(機能訓練)に」とあるのは「指定就労 継続支援A型に」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支 援A型計画」と、第11条第1項中「指定居宅介護事業者」とある のは「指定就労継続支援A型の事業を行う者(以下「指定就労継 続支援A型事業者」という。)」と、「指定居宅介護の」とある のは「指定就労継続支援A型の」と、「第33条」とあるのは「第 189条において読み替えて準用する第94条」と、第15条中「指定 居宅介護事業者」とあるのは「指定就労継続支援A型事業者」 と、「指定居宅介護事業所」とあるのは「指定就労継続支援A型 の事業を行う事業所(以下「指定就労継続支援A型事業所」とい う。) 」と、「指定居宅介護を」とあるのは「指定就労継続支援 A型を」と、第17条中「、居宅介護」とあるのは「、就労継続支 援A型」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項から第3項ま で」とあるのは「第189条において読み替えて準用する第150条第 1項から第3項まで」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあ るのは「第189条において読み替えて準用する第150条第2項」 と、第61条第1項中「次条第1項」とあるのは「第189条におい て読み替えて準用する次条第1項」と、第62条第4項中「指定療 養介護以外」とあるのは「指定就労継続支援A型以外」と、第63 条中「前条」とあるのは「第189条において読み替えて準用する 前条」と、第79条第2項第1号中「第57条第1項」とあるのは 「第189条において読み替えて準用する第21条第1項」と、同項 以外」とあるのは「指定就労継続支援A型以外」と、第63条中「前条」とあるのは「第189条において読み替えて準用する前条」と、第79条第2項第1号中「第57条第1項」とあるのは「第189条において読み替えて準用する第21条第1項」と、同項第2号中「第62条第1項」とあるのは「第189条において読み替えて準用する第62条第1項」と、同項第3号中「第69条」とあるのは「第189条において読み替えて準用する第93条」と、同項第4号中「第77条第1項」とあるのは「第189条において読み替えて準用する第77条第1項」と、同項第5号及び第6号中「第81条」とあるのは「第189条」と、第94条中「第97条」とあるのは「第189条において読み替えて準用する第97条」と、第97条中「前条」とあるのは「第189条において読み替えて準用する前条」と、第150条第4項中「省令第159条第4項」とあるのは「省令第197条において準用する省令第159条第4項」とあるのは「省令第197条において準用する省令第159条第4項」と読み替えるものとする。(準用)

第191条 第54条、第84条及び第178条の規定は、指定就労継続支援 B型の事業について準用する。この場合において、第54条中「指 定療養介護事業者」とあるのは「指定就労継続支援B型(第190 条に規定する指定就労継続支援B型をいう。)の事業を行う者 (以下「指定就労継続支援B型事業者」という。)」と、「指定 療養介護事業所ごとに」とあるのは「当該事業を行う事業所(以 下「指定就労継続支援B型事業所」という。)ごとに」と、同条 ただし書中「指定療養介護事業所」とあるのは「指定就労継続支 援B型事業所」と、第84条第1項中「指定生活介護事業者」とあ るのは「指定就労継続支援B型事業者」と、「指定生活介護事業 第2号中「第62条第1項」とあるのは「第189条において読み替えて準用する第62条第1項」と、同項第3号中「第69条」とあるのは「第189条において読み替えて準用する第93条」と、同項第4号中「第77条第1項」とあるのは「第189条において読み替えて準用する第77条第1項」と、同項第5号及び第6号中「第81条」とあるのは「第189条」と、第94条中「第97条」とあるのは「第189条において読み替えて準用する第97条」と、第97条中「前条」とあるのは「第189条において読み替えて準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第191条 第54条、第84条及び第178条の規定は、指定就労継続支援 B型の事業について準用する。 所」とあるのは「指定就労継続支援B型事業所」と、第178条第 1項中「指定就労継続支援A型の事業を行う者(以下「指定就労 継続支援A型事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下 「指定就労継続支援A型事業所」という。)に」とあるのは「指 定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型事業所に」 と、同項第1号及び第2号並びに同条第3項及び第4項中「指定 就労継続支援A型事業所」とあるのは「指定就労継続支援B型事業所」と読み替えるものとする。

(準用)

第192条 第180条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について 準用する。この場合において、同条第1項中「指定就労継続支援 A型事業所」とあるのは「指定就労継続支援B型(第190条に規 定する指定就労継続支援B型をいう。第3項において同じ。)の 事業を行う事業所(第5項において「指定就労継続支援B型事業 所」という。)」と、同条第3項中「指定就労継続支援A型」と あるのは「指定就労継続支援B型」と、同条第5項中「指定就労 継続支援A型事業所」とあるのは「指定就労継続支援B型事業 所」と読み替えるものとする。

(準用)

第194条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25 条、第30条、第38条から第43条まで、第45条、第61条から第64条 まで、第70条、第72条から第74条まで、第77条から第79条まで、 第89条、第91条から第97条まで、第150条、第151条及び第185条 から第187条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業につい て準用する。この場合において、これらの規定(第11条第1項及 (準用)

第192条 第180条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について 準用する。

(準用)

第194条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25 条、第30条、第38条から第43条まで、第45条、第61条から第64条 まで、第70条、第72条から第74条まで、第77条から第79条まで、 第89条、第91条から第97条まで、第150条、第151条及び第185条 から第187条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業につい て準用する。この場合において、これらの規定(第11条第1項及 び第15条を除く。)中「指定居宅介護事業者」とあり、「指定療 養介護事業者」とあり、「指定生活介護事業者」とあり、「指定 自立訓練(機能訓練)事業者」とあり、及び「指定就労継続支援 A型事業者」とあるのは「指定就労継続支援B型事業者」と、 「指定居宅介護の」とあり、「指定療養介護の」とあり、及び 「指定生活介護の」とあるのは「指定就労継続支援B型の」と、 「指定居宅介護を」とあり、「指定療養介護を」とあり、「指定 生活介護をしとあり、及び「指定自立訓練(機能訓練)をしとあ るのは「指定就労継続支援B型を」と、「指定居宅介護事業所」 とあり、「指定療養介護事業所」とあり、「指定生活介護事業 所」とあり、及び「指定自立訓練(機能訓練)事業所」とあるの は「指定就労継続支援B型事業所」と、「指定居宅介護に」とあ り、「指定療養介護に」とあり、及び「指定自立訓練(機能訓 練)に」とあるのは「指定就労継続支援 B型に」と、「療養介護 計画」とあり、及び「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労 継続支援B型計画」と、第11条第1項中「指定居宅介護事業者」 とあるのは「指定就労継続支援B型(第190条に規定する指定就 労継続支援B型をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「指 定就労継続支援B型事業者」という。)」と、「指定居宅介護 の」とあるのは「指定就労継続支援B型の」と、「第33条」とあ るのは「第194条において読み替えて準用する第94条」と、第12 条第3項中「第41条第5項」とあるのは「第194条において読み 替えて準用する第41条第5項」と、第15条中「指定居宅介護事業 者」とあるのは「指定就労継続支援B型事業者」と、「指定居宅 介護事業所」とあるのは「指定就労継続支援B型の事業を行う事

び第15条を除く。) 中「指定居宅介護事業者」とあり、「指定療 養介護事業者」とあり、「指定生活介護事業者」とあり、「指定 自立訓練(機能訓練)事業者」とあり、及び「指定就労継続支援 A型事業者」とあるのは「指定就労継続支援B型事業者」と、 「指定居宅介護の」とあり、「指定療養介護の」とあり、及び 「指定生活介護の」とあるのは「指定就労継続支援B型の」と、 「指定居宅介護を」とあり、「指定療養介護を」とあり、「指定 生活介護を」とあり、及び「指定自立訓練(機能訓練)を」とあ るのは「指定就労継続支援B型を」と、「指定居宅介護事業所」 とあり、「指定療養介護事業所」とあり、「指定生活介護事業 所」とあり、及び「指定自立訓練(機能訓練)事業所」とあるの は「指定就労継続支援B型事業所」と、「指定居宅介護に」とあ り、「指定療養介護に」とあり、及び「指定自立訓練(機能訓 練)に」とあるのは「指定就労継続支援B型に」と、「療養介護 計画」とあり、及び「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労 継続支援B型計画」と、第11条第1項中「指定居宅介護事業者」 とあるのは「指定就労継続支援B型の事業を行う者(以下「指定 就労継続支援B型事業者」という。)」と、「指定居宅介護の」 とあるのは「指定就労継続支援B型の」と、「第33条」とあるの は「第194条において読み替えて準用する第94条」と、第15条中 「指定居宅介護事業者」とあるのは「指定就労継続支援B型事業 者」と、「指定居宅介護事業所」とあるのは「指定就労継続支援 B型の事業を行う事業所(以下「指定就労継続支援B型事業所」 という。)」と、「指定居宅介護を」とあるのは「指定就労継続 支援B型を」と、第17条中「、居宅介護」とあるのは「、就労継

業所(以下「指定就労継続支援B型事業所」という。)」と、 「指定居宅介護を」とあるのは「指定就労継続支援B型を」と、 第17条中「、居宅介護」とあるのは「、就労継続支援B型」と、 第22条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるの は「第194条において読み替えて準用する第150条第1項から第3 項まで」と、第24条中「指定居宅介護及び」とあるのは「指定就 労継続支援B型及び」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあ るのは「第194条において読み替えて準用する第150条第2項」 と、第61条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条におい て読み替えて準用する次条第1項」と、第62条第4項中「指定療 養介護以外」とあるのは「指定就労継続支援B型以外」と、第63 条中「前条」とあるのは「第194条において読み替えて準用する 前条」と、第79条第2項第1号中「第57条第1項」とあるのは 「第194条において読み替えて準用する第21条第1項」と、同項 第2号中「第62条第1項」とあるのは「第194条において読み替 えて準用する第62条第1項」と、同項第3号中「第69条」とある のは「第194条において読み替えて準用する第93条」と、同項第 4 号中「第77条第1項」とあるのは「第194条において読み替え て準用する第77条第1項」と、同項第5号及び第6号中「第81 条」とあるのは「第194条」と、第94条中「第97条」とあるのは 「第194条において読み替えて準用する第97条」と、第97条中 「前条」とあるのは「第194条において読み替えて準用する前 条」と、第150条第4項中「省令第159条第4項」とあるのは「省 令第202条において準用する省令第159条第4項」と、第185条第 1項中「第189条」とあるのは「第194条」と読み替えるものとす

続支援B型Lと、第22条第2項ただし書中「次条第1項から第3 項まで」とあるのは「第194条において読み替えて準用する第150 条第1項から第3項まで」と、第25条第2項中「第23条第2項」 とあるのは「第194条において読み替えて準用する第150条第2 項」と、第61条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条に おいて読み替えて準用する次条第1項」と、第62条第4項中「指 定療養介護以外」とあるのは「指定就労継続支援B型以外」と、 第63条中「前条」とあるのは「第194条において読み替えて準用 する前条」と、第79条第2項第1号中「第57条第1項」とあるの は「第194条において読み替えて準用する第21条第1項」と、同 項第2号中「第62条第1項」とあるのは「第194条において読み 替えて準用する第62条第1項」と、同項第3号中「第69条」とあ るのは「第194条において読み替えて準用する第93条」と、同項 第4号中「第77条第1項」とあるのは「第194条において読み替 えて準用する第77条第1項」と、同項第5号及び第6号中「第81 条」とあるのは「第194条」と、第94条中「第97条」とあるのは 「第194条において読み替えて準用する第97条」と、第97条中 「前条」とあるのは「第194条において読み替えて準用する前 条」と、第185条第1項中「第189条」とあるのは「第194条」と 読み替えるものとする。

(準用)

第198条 第11条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21 条、第22条、第25条第2項、第30条、第38条から第43条まで、第 45条、第54条、第61条から第64条まで、第72条、第74条、第77条 から第79条まで、第89条、第91条から第93条まで、第95条から第 97条まで、第150条(第1項を除く。)、第151条、第185条から 第187条まで及び第190条の規定は、基準該当就労継続支援B型の 事業について準用する。この場合において、これらの規定(第11 条第1項及び第38条第1項を除く。)中「指定居宅介護事業者」 とあり、「指定療養介護事業者」とあり、「指定生活介護事業 者」とあり、「指定自立訓練(機能訓練)事業者」とあり、及び 「指定就労継続支援A型事業者」とあるのは「基準該当就労継続 支援B型事業者」と、「指定居宅介護の」とあり、「指定療養介 護の」とあり、及び「指定生活介護の」とあるのは「基準該当就 労継続支援B型の」と、「指定居宅介護を」とあり、「指定療養 介護を」とあり、「指定生活介護を」とあり、及び「指定自立訓 練(機能訓練)を」とあるのは「基準該当就労継続支援 B 型を」 と、「指定居宅介護事業所」とあり、「指定療養介護事業所」と あり、「指定生活介護事業所」とあり、及び「指定自立訓練(機 能訓練)事業所」とあるのは「基準該当就労継続支援B型事業 所」と、「指定居宅介護に」とあり、「指定療養介護に」とあ り、及び「指定自立訓練(機能訓練)に」とあるのは「基準該当 就労継続支援B型に」と、「療養介護計画」とあり、及び「就労 継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計

(準用)

第198条 第11条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21 条、第22条、第25条第2項、第30条、第38条から第43条まで、第 45条、第54条、第61条から第64条まで、第72条、第74条、第77条 から第79条まで、第89条、第91条から第93条まで、第95条から第 97条まで、第150条(第1項を除く。)、第151条、第185条から 第187条まで及び第190条の規定は、基準該当就労継続支援B型の 事業について準用する。この場合において、これらの規定(第11 |条第1項及び第38条第1項を除く。)中「指定居宅介護事業者| とあり、「指定療養介護事業者」とあり、「指定生活介護事業 者」とあり、「指定自立訓練(機能訓練)事業者」とあり、及び 「指定就労継続支援A型事業者」とあるのは「基準該当就労継続 支援B型事業者」と、「指定居宅介護の」とあり、「指定療養介 護の」とあり、及び「指定生活介護の」とあるのは「基準該当就 労継続支援B型の」と、「指定居宅介護を」とあり、「指定療養 介護を」とあり、「指定生活介護を」とあり、及び「指定自立訓 練(機能訓練)を」とあるのは「基準該当就労継続支援B型を」 と、「指定居宅介護事業所」とあり、「指定療養介護事業所」と あり、「指定生活介護事業所」とあり、及び「指定自立訓練(機 能訓練)事業所」とあるのは「基準該当就労継続支援B型事業 所」と、「指定居宅介護に」とあり、「指定療養介護に」とあ り、及び「指定自立訓練(機能訓練)に」とあるのは「基準該当 就労継続支援B型に」と、「療養介護計画」とあり、及び「就労 継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計

画」と、第11条第1項中「指定居宅介護事業者」とあるのは「基 準該当就労継続支援B型(第195条第1項に規定する基準該当就 労継続支援B型をいう。以下同じ。) の事業を行う者(以下「基 準該当就労継続支援B型事業者」という。)」と、「指定居宅介 護の」とあるのは「基準該当就労継続支援B型の」と、「第33 条」とあるのは「第196条」と、第12条第3項中「第41条第5 項」とあるのは「第198条において読み替えて準用する第41条第 5項」と、第17条中「、居宅介護」とあるのは「、就労継続支援 B型」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項から第3項ま で」とあるのは「第198条において読み替えて準用する第150条第 2項及び第3項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるの は「第198条において読み替えて準用する第150条第2項」と、第 38条第1項中「指定居宅介護事業所」とあるのは「基準該当就労 継続支援B型の事業を行う事業所(以下「基準該当就労継続支援 B型事業所」という。)」と、第61条第1項中「次条第1項」と あるのは「第198条において読み替えて準用する次条第1項」 と、第62条第4項中「指定療養介護以外」とあるのは「基準該当 就労継続支援B型以外」と、第63条中「前条」とあるのは「第 198条において読み替えて準用する前条」と、第79条第2項第1 号中「第57条第1項」とあるのは「第198条において読み替えて 準用する第21条第1項」と、同項第2号中「第62条第1項」とあ るのは「第198条において読み替えて準用する第62条第1項」 と、同項第3号中「第69条」とあるのは「第198条において読み 替えて進用する第93条」と、同項第4号中「第77条第1項」とあ るのは「第198条において読み替えて準用する第77条第1項」

画」と、第11条第1項中「指定居宅介護事業者」とあるのは「基 進該当就労継続支援B型(第195条第1項に規定する基準該当就 労継続支援B型をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「基 準該当就労継続支援B型事業者」という。)」と、「指定居宅介 護の」とあるのは「基準該当就労継続支援B型の」と、「第33 条」とあるのは「第196条」と、第17条中「、居宅介護」とある のは「、就労継続支援B型」と、第22条第2項ただし書中「次条 第1項から第3項まで」とあるのは「第198条において読み替え て準用する第150条第2項及び第3項」と、第25条第2項中「第 23条第2項」とあるのは「第198条において読み替えて準用する 第150条第2項」と、第38条第1項中「指定居宅介護事業所」と あるのは「基準該当就労継続支援B型の事業を行う事業所(以下 「基準該当就労継続支援B型事業所」という。)」と、第61条第 1項中「次条第1項」とあるのは「第198条において読み替えて 準用する次条第1項」と、第62条第4項中「指定療養介護以外」 とあるのは「基準該当就労継続支援B型以外」と、第63条中「前 条」とあるのは「第198条において読み替えて準用する前条」 と、第79条第2項第1号中「第57条第1項」とあるのは「第198 条において読み替えて準用する第21条第1項」と、同項第2号中 「第62条第1項」とあるのは「第198条において読み替えて準用 する第62条第1項」と、同項第3号中「第69条」とあるのは「第 198条において読み替えて準用する第93条」と、同項第4号中 「第77条第1項」とあるのは「第198条において読み替えて準用 する第77条第1項」と、同項第5号及び第6号中「第81条」とあ るのは「第198条」と、第97条中「前条」とあるのは「第198条に

と、同項第5号及び第6号中「第81条」とあるのは「第198条」と、第97条中「前条」とあるのは「第198条において読み替えて準用する前条」と、第150条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「省令第159条第4項」とあるのは「省令第206条において準用する省令第159条第4項」と、同条第5項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項又は第3項」と、第185条第1項中「第189条」とあるのは「第198条」と、第190条中「施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型(以下「就労継続支援B型」という。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援B型」という。)」とあるのは「基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

(準用)

第201条 第129条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、同条第1項中「指定共同生活介護事業者」とあるのは「指定共同生活援助(第199条に規定する指定共同生活援助をいう。次項において同じ。)の事業を行う者」と、「指定共同生活介護事業所ごとに」とあるのは「当該事業を行う事業所(以下この条において「指定共同生活援助事業所」という。)ごとに」と、同項ただし書中「指定共同生活介護事業所」とあるのは「指定共同生活援助事業所」と、同条第2項中「指定共同生活介護事業所」とあるのは「指定共同生活援助事業所」と、「指定共同生活援助事業所」と、「指定共同生活援助事業所」と、「指定共同生活援助事業所」と、「指定共同生活援助事業所」と、「指定共同生活援助事業所」と、「指定共同生活援助事業所」と、「指定共同生活援助を」と読み替えるものとする。

(準用)

第202条 第130条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用

おいて読み替えて準用する前条」と、<u>第185条第1項</u>中「第189 条」とあるのは「第198条」と読み替えるものとする。

(準用)

第201条 第129条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用 する。

(準用)

第202条 第130条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用

する。この場合において、同条第1項中「指定共同生活介護」とあるのは「指定共同生活援助(第199条に規定する指定共同生活援助をいう。)」と、同条第2項中「指定共同生活介護事業所」とあるのは「指定共同生活援助事業所(第200条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。)」と読み替えるものとする。

(準用)

第205条 第11条、第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22 条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第45条、第57条、 第62条、第64条、第70条、第77条から第80条まで、第93条、第95 条、第97条、第131条から第136条まで、第138条、第139条及び第 141条から第144条までの規定は、指定共同生活援助の事業につい て準用する。この場合において、これらの規定(第11条第1項及 び第38条第1項を除く。)中「指定居宅介護事業者」とあり、 「指定療養介護事業者」とあり、「指定生活介護事業者」とあ り、及び「指定共同生活介護事業者」とあるのは「指定共同生活 援助事業者」と、「指定居宅介護の」とあり、「指定療養介護 の」とあり、「指定生活介護の」とあり、及び「指定共同生活介 護の」とあるのは「指定共同生活援助の」と、「指定居宅介護 を」とあり、「指定療養介護を」とあり、「指定生活介護を」と あり、及び「指定共同生活介護を」とあるのは「指定共同生活援 助を」と、「指定居宅介護事業所」とあり、「指定療養介護事業 所」とあり、及び「指定共同生活介護事業所」とあるのは「指定 共同生活援助事業所」と、「指定居宅介護に」とあり、「指定療 養介護に」とあり、及び「指定共同生活介護に」とあるのは「指 する。

(進用)

第205条 第11条、第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22 条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第45条、第57条、 第62条、第64条、第70条、第77条から第80条まで、第93条、第95 条、第97条、第131条から第136条まで、第138条、第139条及び第 141条から第144条までの規定は、指定共同生活援助の事業につい て準用する。この場合において、これらの規定(第11条第1項及 び第38条第1項を除く。)中「指定居宅介護事業者」とあり、 「指定療養介護事業者」とあり、「指定生活介護事業者」とあ り、及び「指定共同生活介護事業者」とあるのは「指定共同生活 援助事業者」と、「指定居宅介護の」とあり、「指定療養介護 の」とあり、「指定生活介護の」とあり、及び「指定共同生活介 護の」とあるのは「指定共同生活援助の」と、「指定居宅介護 を」とあり、「指定療養介護を」とあり、「指定生活介護を」と あり、及び「指定共同生活介護を」とあるのは「指定共同生活援 助を」と、「指定居宅介護事業所」とあり、「指定療養介護事業 所」とあり、及び「指定共同生活介護事業所」とあるのは「指定 共同生活援助事業所」と、「指定居宅介護に」とあり、「指定療 養介護に」とあり、及び「指定共同生活介護に」とあるのは「指 定共同生活援助に」と、「療養介護計画」とあり、及び「共同生 活介護計画 | とあるのは「共同生活援助計画 | と、第11条第1項 中「指定居宅介護事業者」とあるのは「指定共同生活援助(第 199条に規定する指定共同生活援助をいう。以下同じ。)の事業 を行う者(以下「指定共同生活援助事業者」という。)」と、 「指定居宅介護の」とあるのは「指定共同生活援助の」と、「第 33条」とあるのは「第205条において読み替えて準用する第139 条」と、第17条中「、居宅介護」とあるのは「、指定共同生活援 助」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」 とあるのは「第205条において読み替えて準用する第133条第1項 から第3項まで」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるの は「第205条において読み替えて準用する第133条第2項」と、第 38条第1項「指定居宅介護事業所」とあるのは「指定共同生活援 助の事業を行う事業所(以下「指定共同生活援助事業所」とい う。)」と、第62条第4項中「指定療養介護以外」とあるのは 「指定共同生活援助以外」と、第79条第2項第1号中「第57条第 1項」とあるのは「第205条において読み替えて準用する第57条 第1項 と、同項第2号中「第62条第1項」とあるのは「第205 条において読み替えて準用する第62条第1項」と、同項第3号中 「第69条」とあるのは「第205条において読み替えて準用する第 93条」と、同項第4号中「第77条第1項」とあるのは「第205条 において読み替えて準用する第77条第1項」と、同項第5号及び 第6号中「第81条」とあるのは「第205条」と、第95条第2項中 「指定生活介護事業所」とあるのは「指定共同生活援助事業所」 と、第97条中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定共同生活

定共同生活援助に」と、「療養介護計画」とあり、及び「共同生 活介護計画 | とあるのは「共同生活援助計画 | と、第11条第1項 中「指定居宅介護事業者」とあるのは「指定共同生活援助の事業 を行う者(以下「指定共同生活援助事業者」という。)」と、 「指定居宅介護の」とあるのは「指定共同生活援助の」と、「第 33条」とあるのは「第205条において読み替えて準用する第139 条」と、第17条中「、居宅介護」とあるのは「、指定共同生活援 助」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」 とあるのは「第205条において読み替えて準用する第133条第1項 から第3項まで」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるの は「第205条において読み替えて準用する第133条第2項」と、第 38条第1項「指定居宅介護事業所」とあるのは「指定共同生活援 助の事業を行う事業所(以下「指定共同生活援助事業所」とい う。)」と、第62条第4項中「指定療養介護以外」とあるのは 「指定共同生活援助以外」と、第79条第2項第1号中「第57条第 1項」とあるのは「第205条において読み替えて準用する第57条 第1項」と、同項第2号中「第62条第1項」とあるのは「第205 条において読み替えて準用する第62条第1項」と、同項第3号中 「第69条」とあるのは「第205条において読み替えて準用する第 93条」と、同項第4号中「第77条第1項」とあるのは「第205条 において読み替えて準用する第77条第1項」と、同項第5号及び 第6号中「第81条」とあるのは「第205条」と、第95条第2項中 「指定生活介護事業所」とあるのは「指定共同生活援助事業所」 と、第97条中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定共同生活 援助事業所」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第205条

援助事業所」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第205条において読み替えて準用する第144条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第131条第1項中「指定共同生活介護は」とあるのは「指定共同生活援助は」と、第134条中「指定共同生活介護及び」とあるのは「指定共同生活援助及び」と、第135条第1項及び第136条中「第145条」とあるのは「第205条」と、同条第3号及び第138条第1項中「指定生活介護事業所等」とあるのは「指定自立訓練(生活訓練)事業所等」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等に関する特例)

第206条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所並びに指定児童発達支援事業所(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。)、指定医療型児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。)及び指定放課後等デイサービス事業所(同令第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。次項において同じ。)(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員の合計が20人未満である場合は、第83条第7項、第147条第7項及び第8項、第157条第7項、第167条第5項及び第6項並びに第178条第5項(第191条において読み替えて準用する

において読み替えて準用する第144条第1項の協力医療機関及び 同条第2項の協力歯科医療機関」と、第131条第1項中「指定共 同生活介護は」とあるのは「指定共同生活援助は」と、第134条 中「指定共同生活介護及び」とあるのは「指定共同生活援助及 び」と、第135条第1項及び第136条中「第145条」とあるのは 「第205条」と、同条第3号及び第138条第1項中「指定生活介護 事業所等」とあるのは「指定自立訓練(生活訓練)事業所等」と 読み替えるものとする。

(従業者の員数等に関する特例)

第206条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所並びに指定児童発達支援事業所(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。)、指定医療型児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。)及び指定放課後等デイサービス事業所(同令第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。次項において同じ。)(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員の合計が20人未満である場合は、第83条第7項、第147条第7項及び第8項、第157条第7項、第167条第5項及び第6項並びに第178条第5項(第191条において準用する場合を含む。)

場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとすることができる。

2 多機能型事業所(指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この項において同じ。)は、第83条第1項第3号及び第8項、第147条第1項第2号及び第9項、第157条第1項第3号及び第8項、第167条第1項第3号及び第7項並びに第178条第1項第2号及び第6項(これらの規定を第191条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち省令第215条第2項の規定により厚生労働大臣が定めるものを1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。

(1) • (2) 略

(設備の基準及び定員の遵守に関する特例)

第209条 一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所においては、これらの事業所の利用者の数の合計及びその入居定員の合計をこれらの事業所の利用者の数及び入居定員とみなして第130条(<u>第202条において読み替えて</u>準用する場合を含む。)及び第142条(第205条において読み替えて準用する場合

の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとすることができる。

2 多機能型事業所(指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この項において同じ。)は、第83条第1項第3号及び第8項、第147条第1項第2号及び第9項、第157条第1項第3号及び第8項、第167条第1項第3号及び第7項並びに第178条第1項第2号及び第6項(これらの規定を第191条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち省令第215条第2項の規定により厚生労働大臣が定めるものを1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。

(1) • (2) 略

(設備の基準及び定員の遵守に関する特例)

第209条 一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所においては、これらの事業所の利用者の数の合計及びその入居定員の合計をこれらの事業所の利用者の数及び入居定員とみなして第130条(第202条において準用する場合を含む。)及び第142条(第205条において読み替えて準用する場合を含む。)

を含む。)の規定を適用する。

(準用)

第214条 第11条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21 条、第22条、第25条第2項、第30条、第38条から第43条まで、第 45条、第61条から第63条まで、第70条、第72条から第74条まで、 第79条、第86条、第94条(第10号を除く。)及び第97条の規定 は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。こ の場合において、これらの規定(第11条第1項、第38条第1項及 び第3項並びに第43条を除く。)中「指定居宅介護事業者」とあ り、「指定療養介護事業者」とあり、及び「指定生活介護事業 者」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業者」と、 「指定居宅介護の」とあり、及び「指定療養介護の」とあるのは 「特定基準該当障害福祉サービスの」と、「指定居宅介護事業 所」とあり、「指定療養介護事業所」とあり、及び「指定生活介」 護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」 と、「指定居宅介護を」とあり、及び「指定療養介護を」とある のは「特定基準該当障害福祉サービスを」と、「指定居宅介護 に」とあり、及び「指定療養介護に」とあるのは「特定基準該当 障害福祉サービスに」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基 準該当障害福祉サービス計画」と、第11条第1項中「指定居宅介 護事業者」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス(第210 条に規定する特定基準該当障害福祉サービスをいう。以下同 じ。) の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業者(以下 「特定基準該当障害福祉サービス事業者」という。)」と、「指 定居宅介護の」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービスの」

の規定を適用する。

(準用)

第214条 第11条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21 条、第22条、第25条第2項、第30条、第38条から第43条まで、第 45条、第61条から第63条まで、第70条、第72条から第74条まで、 第79条、第86条、第94条(第10号を除く。)及び第97条の規定 は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。こ の場合において、これらの規定(第11条第1項、第38条第1項及 び第3項並びに第43条を除く。)中「指定居宅介護事業者」とあ り、「指定療養介護事業者」とあり、及び「指定生活介護事業 者」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業者」と、 「指定居宅介護の」とあり、及び「指定療養介護の」とあるのは 「特定基準該当障害福祉サービスの」と、「指定居宅介護事業 所」とあり、「指定療養介護事業所」とあり、及び「指定生活介 護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」 と、「指定居宅介護を」とあり、及び「指定療養介護を」とある のは「特定基準該当障害福祉サービスを」と、「指定居宅介護 に」とあり、及び「指定療養介護に」とあるのは「特定基準該当 障害福祉サービスに」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基 |準該当障害福祉サービス計画| と、第11条第1項中「指定居宅介 護事業者」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス(第210 条に規定する特定基準該当障害福祉サービスをいう。以下同 じ。) の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業者(以下 「特定基進該当障害福祉サービス事業者」という。)」と、「指 定居宅介護の」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービスの」

と、「第33条」とあるのは「第214条第1項において読み替えて 準用する第94条 | と、第12条第3項中「第41条第5項」とあるの は「第214条第1項において読み替えて準用する第41条第5項」 と、第17条中「、居宅介護」とあるのは「、その提供する障害福 祉サービス」と、「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又 は特例訓練等給付費」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項 から第3項まで」とあるのは「第214条第2項において読み替え て準用する第87条第2項及び第3項、第214条第3項及び第5項 において読み替えて準用する第150条第2項及び第3項並びに第 214条第4項において読み替えて準用する第161条第2項及び第3 項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第214条 第2項において読み替えて準用する第87条第2項、第214条第3 項及び第5項において読み替えて準用する第150条第2項並びに 第214条第4項において読み替えて準用する第161条第2項」と、 第38条第1項中「指定居宅介護事業所」とあるのは「特定基準該 当障害福祉サービスを行う事業所(以下「特定基準該当障害福祉 サービス事業所」という。)」と、同条第3項中「指定居宅介護 事業者は」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業者 は」と、「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービ ス事業を行う者等」と、第43条中「指定居宅介護事業者は、指定 居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の 事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「特定基準該当 障害福祉サービス事業者は、その提供する特定基準該当障害福祉 サービスの事業ごとに、その会計を」と、第61条第1項中「次条 第1項」とあるのは「第214条第1項において読み替えて準用す

と、「第33条」とあるのは「第214条第1項において読み替えて 準用する第94条」と、第17条中「、居宅介護」とあるのは「、そ の提供する障害福祉サービス」と、「介護給付費」とあるのは 「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第22条第2項ただ し書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第214条第2 項において読み替えて準用する第87条第2項及び第3項、第214 条第3項及び第5項において読み替えて準用する第150条第2項 及び第3項並びに第214条第4項において読み替えて準用する第 161条第2項及び第3項」と、第25条第2項中「第23条第2項」 とあるのは「第214条第2項において読み替えて準用する第87条 第2項、第214条第3項及び第5項において読み替えて準用する 第150条第2項並びに第214条第4項において読み替えて準用する 第161条第2項」と、第38条第1項中「指定居宅介護事業所」と あるのは「特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所(以下 「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。)」と、同条 第3項中「指定居宅介護事業者は」とあるのは「特定基準該当障 害福祉サービス事業者は」と、「指定居宅介護事業者等」とある のは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第43条中「指定居 宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとと もに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあ るのは「特定基準該当障害福祉サービス事業者は、その提供する 特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、 第61条第1項中「次条第1項」とあるのは「第214条第1項にお いて読み替えて準用する次条第1項」と、第62条第4項中「指定 療養介護以外」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス以

る次条第1項」と、第62条第4項中「指定療養介護以外」とある のは「特定基準該当障害福祉サービス以外」と、同条第8項中 「6月」とあるのは「6月(特定基準該当障害福祉サービス計画 のうち特定基準該当自立訓練(機能訓練)に係る計画又は特定基 準該当自立訓練(生活訓練)に係る計画にあっては、3月)」 と、第63条中「前条」とあるのは「第214条第1項において読み 替えて準用する前条」と、第79条第2項第1号中「第57条第1 項」とあるのは「第214条第1項において読み替えて準用する第 21条第1項」と、同項第2号中「第62条第1項」とあるのは「第 214条第1項において読み替えて準用する第62条第1項」と、同 項第3号中「第69条」とあるのは「第214条第2項から第5項ま でにおいて読み替えて準用する第93条」と、同項第4号中「第77 条第1項」とあるのは「第214条第2項から第5項までにおいて 読み替えて準用する第77条第1項」と、同項第5号及び第6号中 「第81条」とあるのは「第214条第1項」と、第94条中「第97 条」とあるのは「第214条第1項において読み替えて準用する第 97条 と、第97条中「前条」とあるのは「第214条第2項から第 5項までにおいて読み替えて準用する前条」と読み替えるものと する。

2 第64条、第77条、第78条、第82条、第87条(第1項を除く。)、第88条(第5項を除く。)、第89条から第93条まで、第95条及び第96条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、これらの規定(第64条及び第88条第6項を除く。)中「指定療養介護事業者」とあり、及び「指定生活

外」と、同条第8項中「6月」とあるのは「6月(特定基準該当 **障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練(機能訓練)** に係る計画又は特定基準該当自立訓練(生活訓練)に係る計画に あっては、3月)」と、第63条中「前条」とあるのは「第214条 第1項において読み替えて準用する前条」と、第79条第2項第1 号中「第57条第1項」とあるのは「第214条第1項において読み 替えて準用する第21条第1項」と、同項第2号中「第62条第1 項」とあるのは「第214条第1項において読み替えて準用する第 62条第1項」と、同項第3号中「第69条」とあるのは「第214条 第2項から第5項までにおいて読み替えて準用する第93条」と、 同項第4号中「第77条第1項」とあるのは「第214条第2項から 第5項までにおいて読み替えて準用する第77条第1項」と、同項 第5号及び第6号中「第81条」とあるのは「第214条第1項」 と、第94条中「第97条」とあるのは「第214条第1項において読 み替えて準用する第97条」と、第97条中「前条」とあるのは「第 214条第2項から第5項までにおいて読み替えて準用する前条1 と読み替えるものとする。

2 第64条、第77条、第78条、第82条、第87条(第1項を除く。)、第88条(第5項を除く。)、第89条から第93条まで、第95条及び第96条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、これらの規定(第64条及び第88条第6項を除く。)中「指定療養介護事業者」とあり、及び「指定生活

介護事業者」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業 者」と、「指定生活介護を」とあるのは「特定基準該当生活介護 を」と、「指定生活介護に」とあるのは「特定基準該当生活介護 に」と、「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害 福祉サービス事業所」と、第64条中「指定療養介護事業者」とあ るのは「特定基準該当障害福祉サービス(第210条に規定する特 定基準該当障害福祉サービスをいう。第214条第2項において読 み替えて準用する第88条第6項において同じ。)の事業のうち2 以上の事業を一体的に行う事業者(以下「特定基準該当障害福祉 サービス事業者」という。)」と、第77条第1項中「指定療養介 護の」とあるのは「特定基準該当生活介護(第210条に規定する 特定基準該当生活介護をいう。以下同じ。)の」と、第82条中 「生活介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定生活介護」 という。) 」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第87条第 3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「省令第 82条第4項」とあるのは「省令第223条第2項において準用する 省令第82条第4項」と、同条第5項中「第1項から第3項まで」 とあるのは「第2項又は第3項」に、第88条第6項中「指定生活 介護事業者」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業 者」と、「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害 福祉サービスを行う事業所(以下「特定基準該当障害福祉サービ ス事業所」という。)」と、第93条第1号中「指定生活介護の」 とあるのは「特定基準該当生活介護の」と、同条第2号中「介護 給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と読 み替えるものとする。

介護事業者」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業 者」と、「指定生活介護を」とあるのは「特定基準該当生活介護 を」と、「指定生活介護に」とあるのは「特定基準該当生活介護 に」と、「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害 福祉サービス事業所」と、第64条中「指定療養介護事業者」とあ るのは「特定基準該当障害福祉サービス(第210条に規定する特 定基準該当障害福祉サービスをいう。)の事業のうち2以上の事 業を一体的に行う事業者(以下「特定基準該当障害福祉サービス 事業者」という。)」と、第77条第1項中「指定療養介護の」と あるのは「特定基準該当生活介護(第210条に規定する特定基準 該当生活介護をいう。以下同じ。)の」と、第82条中「生活介護 に係る指定障害福祉サービス(以下「指定生活介護」とい う。)」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第87条第4項 中「省令第82条第4項」とあるのは「省令第223条第2項におい て準用する省令第82条第4項」と、第88条第6項中「指定生活介 護事業者」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業者」 と、「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉 サービス (第210条に規定する特定基準該当障害福祉サービスを いう。)を行う事業所(以下「特定基準該当障害福祉サービス事 業所」という。)」と、第93条第1号中「指定生活介護の」とあ るのは「特定基準該当生活介護の」と、同条第2号中「介護給付 費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と読み替 えるものとする。

3 第64条、第77条、第78条、第91条から第93条まで、第95条、第 96条、第146条、第150条(第1項を除く。)、第151条(第3項 を除く。)及び第152条第2項の規定は、特定基準該当障害福祉 サービス事業者(特定基準該当自立訓練(機能訓練)の事業を行 う者に限る。)について準用する。この場合において、これらの 規定(第64条を除く。)中「指定療養介護事業者」とあり、「指 定生活介護事業者」とあり、及び「指定自立訓練(機能訓練)事 業者」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業者」と、 「指定自立訓練(機能訓練)に」とあるのは「特定基準該当自立 訓練(機能訓練)に」と、第64条中「指定療養介護事業者」とあ るのは「特定基準該当障害福祉サービス(第210条に規定する特 定基準該当障害福祉サービスをいう。第214条第3項において読 み替えて準用する第91条第4項において同じ。)の事業のうち2 以上の事業を一体的に行う事業者(以下「特定基準該当障害福祉 サービス事業者」という。)」と、第77条第1項中「指定療養介 護の」とあるのは「特定基準該当自立訓練(機能訓練)(第210 条に規定する特定基準該当自立訓練(機能訓練)をいう。以下同 じ。)の」と、第91条第4項中「指定生活介護事業所」とあるの は「特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所(以下「特定基 準該当障害福祉サービス事業所」という。)」と、第93条中「指 定生活介護を」とあるのは「特定基準該当自立訓練(機能訓練) を」と、同条第1号中「指定生活介護の」とあるのは「特定基準 該当自立訓練(機能訓練)の」と、同条第2号中「介護給付費又 は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第95条 第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害

3 第64条、第77条、第78条、第91条から第93条まで、第95条、第 96条、第146条、第150条(第1項を除く。)、第151条(第3項 を除く。)及び第152条第2項の規定は、特定基準該当障害福祉 サービス事業者(特定基準該当自立訓練(機能訓練)の事業を行 う者に限る。) について準用する。この場合において、これらの 規定(第64条を除く。)中「指定療養介護事業者」とあり、「指 定生活介護事業者」とあり、及び「指定自立訓練(機能訓練)事 業者」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業者」と、 第64条中「指定療養介護事業者」とあるのは「特定基準該当障害 福祉サービス(第210条に規定する特定基準該当障害福祉サービ スをいう。) の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業者 (以下「特定基準該当障害福祉サービス事業者」という。)」 と、第77条第1項中「指定療養介護の」とあるのは「特定基準該 当自立訓練(機能訓練) (第210条に規定する特定基準該当自立 訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)の」と、第91条第4項中 「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サー ビス (第210条に規定する特定基準該当障害福祉サービスをい う。)を行う事業所(以下「特定基準該当障害福祉サービス事業 所」という。)」と、第93条中「指定生活介護を」とあるのは 「特定基準該当自立訓練(機能訓練)を」と、同条第1号中「指 定生活介護の」とあるのは「特定基準該当自立訓練(機能訓練) の」と、同条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とある のは「特例訓練等給付費」と、第146条中「自立訓練(機能訓 練) (施行規則第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓 練)をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(以下

- 福祉サービス事業所」と、第146条中「自立訓練(機能訓練) (施行規則第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)を いう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自 立訓練(機能訓練)」という。)」とあるのは「特定基準該当自 立訓練(機能訓練)」と、第150条第2項中「指定自立訓練(機能訓練)を」と、第150条第2項中「指定自立訓練(機能訓練)を」とあるのは「特定基準該当自立訓練(機能訓練)を」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「省令第159条第4項」とあるのは「省令第223条第3項において準用する省令第159条第4項」と、同条第5項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項又は第3項」と、第151条 第4項中「指定自立訓練(機能訓練)事業所」とあるのは「特定 基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。
- 4 第64条、第77条、第78条、第91条から第93条まで、第95条、第96条、第151条(第3項を除く。)、第152条第2項、第156条及び第161条(第1項及び第4項を除く。)の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当自立訓練(生活訓練)の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、これらの規定(第64条を除く。)中「指定療養介護事業者」とあり、「指定生活介護事業者」とあり、「指定自立訓練(機能訓練)事業者」とあり、及び「指定自立訓練(生活訓練)事業者」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業者」と、第64条中「指定療養介護事業者」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス(第210条に規定する特定基準該当障害福祉サービスをいう。第214条第4項において読み替えて準用する第91条第4項において同じ。)の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事
- 「指定自立訓練(機能訓練)」という。)」とあるのは「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」と、第95条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第150条第2項中「指定自立訓練(機能訓練)を」とあるのは「特定基準該当自立訓練(機能訓練)を」と、「指定自立訓練(機能訓練)に」とあるのは「特定基準該当自立訓練(機能訓練)に」と、同条第3項中「指定自立訓練(機能訓練)に」とあるのは「特定基準該当自立訓練(機能訓練)に」と、同条第4項中「省令第159条第4項」とあるのは「省令第223条第3項において準用する省令第159条第4項」と、第151条第4項中「指定自立訓練(機能訓練)事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。
- 4 第64条、第77条、第78条、第91条から第93条まで、第95条、第96条、第151条(第3項を除く。)、第152条第2項、第156条及び第161条(第1項及び第4項を除く。)の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当自立訓練(生活訓練)の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、これらの規定(第64条を除く。)中「指定療養介護事業者」とあり、「指定生活介護事業者」とあり、「指定自立訓練(機能訓練)事業者」とあり、及び「指定自立訓練(生活訓練)事業者」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業者」と、第64条中「指定療養介護事業者」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス(第210条に規定する特定基準該当障害福祉サービスをいう。)の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業者(以下「特定基準該当障害福祉サービス事業者」という。)」と、第

業者(以下「特定基準該当障害福祉サービス事業者」とい う。) 」と、第77条第1項中「指定療養介護の」とあるのは「特 定基準該当自立訓練(生活訓練) (第210条に規定する特定基準 該当自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)の」と、第91条 第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害 福祉サービスを行う事業所(以下「特定基準該当障害福祉サービ ス事業所」という。)」と、第93条中「指定生活介護を」とある のは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)を」と、同条第1号中 「指定生活介護の」とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓 練)の」と、同条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」と あるのは「特例訓練等給付費」と、第95条第2項中「指定生活介 護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」 と、第151条第4項中「指定自立訓練(機能訓練)事業所」とあ るのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第156条中 「自立訓練(生活訓練)(施行規則第6条の6第2号に規定する 自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉 サービス(以下「指定自立訓練(生活訓練)」という。)」とあ るのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」と、第161条第2 項中「指定自立訓練(生活訓練)を」とあるのは「特定基準該当 自立訓練(生活訓練)を」と、「指定自立訓練(生活訓練)に」 とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)に」と、同条第 3項中「前2項」とあるのは「前項」と、「、指定自立訓練(生 活訓練)」とあるのは「、特定基準該当自立訓練(機能訓練)」 と、同条第5項中「第3項第1号及び前項第1号から第3号ま で」とあるのは「第3項第1号」と、「省令第170条第5項」と

77条第1項中「指定療養介護の」とあるのは「特定基準該当自立 訓練(生活訓練)(第210条に規定する特定基準該当自立訓練 (生活訓練)をいう。以下同じ。)の」と、第91条第4項中「指 定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス (第210条に規定する特定基準該当障害福祉サービスをいう。) を行う事業所(以下「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と いう。)」と、第93条中「指定生活介護を」とあるのは「特定基 準該当自立訓練(生活訓練)を」と、同条第1号中「指定生活介 護の」とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)の」と、 同条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特 例訓練等給付費」と、第95条第2項中「指定生活介護事業所」と あるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第151条 第4項中「指定自立訓練(機能訓練)事業所」とあるのは「特定 基準該当障害福祉サービス事業所」と、第156条中「自立訓練 (生活訓練) (施行規則第6条の6第2号に規定する自立訓練 (生活訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス (以下「指定自立訓練(生活訓練)」という。)」とあるのは 「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」と、第161条第2項中 「指定自立訓練(生活訓練)を」とあるのは「特定基準該当自立 訓練(生活訓練)を」と、「指定自立訓練(生活訓練)に」とあ るのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)に」と、同条第3項 中「、指定自立訓練(生活訓練)」とあるのは「、特定基準該当 自立訓練(機能訓練)」と、同条第5項中「省令第170条第5 項」とあるのは「省令第223条第4項において準用する省令第170 条第5項」と読み替えるものとする。

あるのは「省令第223条第4項において準用する省令第170条第5項」と、同条第6項中「第1項から第4項まで」とあるのは「第2項又は第3項」と、同条第7項中「第3項各号及び第4項各号」とあるのは「第3項各号」と読み替えるものとする。

5 第64条、第77条、第78条、第89条、第91条から第93条まで、第 95条、第96条、第150条(第1項を除く。)、第151条(第3項を 除く。)、第185条から第187条まで、第190条及び第193条の規定 は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当就労継 続支援B型の事業を行う者に限る。) について準用する。この場 合において、これらの規定(第64条を除く。)中「指定療養介護 事業者」とあり、「指定生活介護事業者」とあり、「指定自立訓 練(機能訓練)事業者」とあり、及び「指定就労継続支援A型事 業者」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業者」と、 「指定自立訓練(機能訓練)に」とあるのは「特定基準該当就労 継続支援B型に」と、第64条中「指定療養介護事業者」とあるの は「特定基準該当障害福祉サービス(第210条に規定する特定基 準該当障害福祉サービスをいう。第214条第5項において読み替 えて準用する第91条第4項において同じ。)の事業のうち2以上 の事業を一体的に行う事業者(以下「特定基準該当障害福祉サー ビス事業者」という。)」と、第77条第1項中「指定療養介護 の」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型(第210条に規 定する特定基準該当就労継続支援B型をいう。以下同じ。)の」 と、第91条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基 準該当障害福祉サービスを行う事業所(以下「特定基準該当障害 福祉サービス事業所」という。)」と、第93条中「指定生活介護

5 第64条、第77条、第78条、第89条、第91条から第93条まで、第 95条、第96条、第150条(第1項を除く。)、第151条(第3項を 除く。)、第185条から第187条まで、第190条及び第193条の規定 は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当就労継 続支援B型の事業を行う者に限る。) について準用する。この場 合において、これらの規定(第64条を除く。)中「指定療養介護 事業者」とあり、「指定生活介護事業者」とあり、「指定自立訓 練(機能訓練)事業者」とあり、及び「指定就労継続支援A型事 業者」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業者」と、 第64条中「指定療養介護事業者」とあるのは「特定基準該当障害 福祉サービス(第210条に規定する特定基準該当障害福祉サービ スをいう。) の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業者 (以下「特定基準該当障害福祉サービス事業者」という。) | と、第77条第1項中「指定療養介護の」とあるのは「特定基準該 当就労継続支援B型(第210条に規定する特定基準該当就労継続 支援B型をいう。以下同じ。)の」と、第91条第4項中「指定生 活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス(第 210条に規定する特定基準該当障害福祉サービスをいう。)を行 う事業所(以下「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とい う。) 」と、第93条中「指定生活介護を」とあるのは「特定基準 該当就労継続支援B型を」と、同条第1号中「指定生活介護の」

を」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型を」と、同条第 1号中「指定生活介護の」とあるのは「特定基準該当就労継続支 援B型の」と、同条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」 とあるのは「特例訓練等給付費」と、第95条第2項中「指定生活 介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業 所」と、第150条第2項中「指定自立訓練(機能訓練)を」とあ るのは「特定基準該当就労継続支援B型を」と、同条第3項中 「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「省令第159条 第4項」とあるのは「省令第223条第5項において準用する省令 第159条第4項」と、同条第5項中「第1項から第3項まで」と あるのは「第2項又は第3項」と、第151条第4項中「指定自立 訓練(機能訓練)事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サ ービス事業所」と、第185条第1項中「第189条」とあるのは「第 214条第1項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定 基準該当障害福祉サービス計画」と、第190条中「施行規則第6 条の10第2号に規定する就労継続支援B型(以下「就労継続支援 B型」という。) に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労 継続支援B型」という。)」とあるのは「特定基準該当就労継続 支援B型」と、第193条第1項中「指定就労継続支援B型の事業 を行う者(以下「指定就労継続支援B型事業者」という。)」と あり、並びに同条第3項及び第4項中「指定就労継続支援B型事 業者」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業者」と読 み替えるものとする。

附則

 $1\sim5$ 略

とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型の」と、同条第2号 中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給 付費」と、第95条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは 「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第150条第2項中 「指定自立訓練(機能訓練)を」とあるのは「特定基準該当就労 継続支援B型を」と、「指定自立訓練(機能訓練)に」とあるの は「特定基準該当就労継続支援B型に」と、同条第3項中「指定 自立訓練(機能訓練)に」とあるのは「特定基準該当就労継続支 援B型に」と、同条第4項中「省令第159条第4項」とあるのは 「省令第223条第5項において準用する省令第159条第4項」と、 第151条第4項中「指定自立訓練(機能訓練)事業所」とあるの は「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第185条第1項 中「第189条」とあるのは「第214条第1項」と、「就労継続支援 A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」 と、第190条中「施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続 支援B型(以下「就労継続支援B型」という。)に係る指定障害 福祉サービス(以下「指定就労継続支援B型」という。)」とあ るのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第193条第1項中 「指定就労継続支援B型の事業を行う者(以下「指定就労継続支 援B型事業者」という。) 」とあり、並びに同条第3項及び第4 項中「指定就労継続支援B型事業者」とあるのは「特定基準該当 障害福祉サービス事業者」と読み替えるものとする。

6 指定共同生活援助事業者は、平成18年10月1日(以下「省令施行日」という。)において現に存していた指定共同生活援助事業所において、指定共同生活介護の事業等を行う場合は、当該事業所の共同生活住居(省令施行日において基本的な設備が完成していたものを含み、省令施行日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)が満たすべき設備に関する基準については、第130条第6項及び第7項(これらの規定を<u>第202条において読み替えて</u>準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、省令による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令(平成18年厚生労働省令第58号)第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。

$7 \sim 9$ 略

10 省令施行日において現に存していた法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下この項において「旧知的障害者福祉法」という。)第21条の8に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの若しくは旧知的障害者福祉法第21条の9に規定する知的障害者福祉ホーム又は法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条の2第1項第3号に掲げる精神障害者福祉ホーム(以下この項において「旧精神障害者福祉ホーム」という。)(これらの施設のうち、省令施行日において基本的な設備が完成していたものを含み、省令施行日後

5 指定共同生活援助事業者は、平成18年10月1日(以下「省令施行日」という。)において現に存していた指定共同生活援助事業所において、指定共同生活介護の事業等を行う場合は、当該事業所の共同生活住居(省令施行日において基本的な設備が完成していたものを含み、省令施行日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)が満たすべき設備に関する基準については、第130条第6項及び第7項(これらの規定を<u>第202条において</u>準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、省令による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令(平成18年厚生労働省令第58号)第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。

$7 \sim 9$ 略

10 省令施行日において現に存していた法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下この項において「旧知的障害者福祉法」という。)第21条の8に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの若しくは旧知的障害者福祉法第21条の9に規定する知的障害者福祉ホーム又は法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条の2第1項第3号に掲げる精神障害者福祉ホーム(以下この項において「旧精神障害者福祉ホーム」という。)(これらの施設のうち、省令施行日において基本的な設備が完成していたものを含み、省令施行日後

に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)において行われる指定共同生活介護の事業等について、第130条(第202条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定を適用する場合においては、当分の間、第130条第6項中「2人以上10人以下」とあるのは、「2人以上30人以下」とし、同条第7項第2号の規定は、旧精神障害者福祉ホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)附則第8条の2の規定により厚生労働大臣が定めるものを除く。)を除き、当分の間、適用しない。

に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)において行われる指定共同生活介護の事業等について、第130条(第202条において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合においては、当分の間、第130条第6項中「2人以上10人以下」とあるのは、「2人以上30人以下」とし、同条第7項第2号の規定は、旧精神障害者福祉ホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)附則第8条の2の規定により厚生労働大臣が定めるものを除く。)を除き、当分の間、適用しない。

新

高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例(抜粋)

(準用)

第90条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27 条まで、第29条から第33条まで、第35条、第37条、第39条、第40 条、第44条、第46条、第48条から第52条まで、第56条、第74条、 第76条から第78条まで及び第83条から第85条までの規定は、就労 継続支援B型の事業について準用する。この場合において、これ らの規定(第9条第1項及び第3項を除く。)中「療養介護事業 者」とあり、「生活介護事業者」とあり、「自立訓練(機能訓 練)事業者」とあり、及び「就労継続支援A型事業者」とあるの は「就労継続支援B型事業者」と、「療養介護の」とあり、「生 活介護の」とあり、及び「就労継続支援A型の」とあるのは「就 労継続支援B型の」と、「療養介護を」とあり、及び「生活介護 を」とあるのは「就労継続支援B型を」と、「療養介護計画」と あるのは「就労継続支援B型計画」と、「療養介護事業所」とあ り、「生活介護事業所」とあり、「自立訓練(機能訓練)事業 所」とあり、及び「就労継続支援A型事業所」とあるのは「就労 継続支援B型事業所」と、「療養介護に」とあるのは「就労継続 支援B型に」と、第9条第1項中「療養介護事業者」とあるのは 「就労継続支援B型の事業を行う者(以下「就労継続支援B型事 業者」という。)」と、同条第3項中「療養介護事業者」とある

旧

高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例(抜粋)

(準用)

第90条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27 条まで、第29条から第33条まで、第35条、第37条、第39条、第40 条、第44条、第46条、第48条から第52条まで、第56条、第74条、 第76条から第78条まで及び第83条から第85条までの規定は、就労 継続支援B型の事業について準用する。この場合において、これ らの規定(第9条第1項及び第3項を除く。)中「療養介護事業 者」とあり、「生活介護事業者」とあり、「自立訓練(機能訓 練)事業者」とあり、及び「就労継続支援A型事業者」とあるの は「就労継続支援B型事業者」と、「療養介護の」とあり、「生 活介護の」とあり、及び「就労継続支援A型の」とあるのは「就 労継続支援B型の」と、「療養介護を」とあり、及び「生活介護 を」とあるのは「就労継続支援B型を」と、「療養介護計画」と あるのは「就労継続支援B型計画」と、「療養介護事業所」とあ り、「生活介護事業所」とあり、「自立訓練(機能訓練)事業 所」とあり、及び「就労継続支援A型事業所」とあるのは「就労 継続支援B型事業所」と、「療養介護に」とあるのは「就労継続 支援B型に」と、第9条第1項中「療養介護事業者」とあるのは 「就労継続支援B型の事業を行う者(以下「就労継続支援B型事 業者」という。)」と、同条第3項中「療養介護事業者」とある

のは「就労継続支援B型事業者」と、「療養介護事業所」とある のは「就労継続支援B型事業者が当該事業を行う事業所(以下 「就労継続支援B型事業所」という。)」と、第10条第2項第1 号中「第18条第1項」とあるのは「第90条において読み替えて準 用する第18条第1項」と、同項第2号中「第29条第1項」とある のは「第90条において読み替えて準用する第29条第1項」と、同 項第3号中「第31条第1項」とあるのは「第90条において読み替 えて準用する第31条第1項」と、同項第4号中「第33条第1項」 とあるのは「第90条において読み替えて準用する第33条第1項」 と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第90条において 読み替えて準用する次条第1項」と、第18条第4項中「療養介護 以外」とあるのは「就労継続支援B型以外」と、第19条中「前 条」とあるのは「第90条において読み替えて準用する前条」と、 第40条ただし書中「省令第37条ただし書」とあるのは「省令第88 条において準用する省令第37条ただし書」と、第77条第5項中 「次条第3項」とあるのは「第90条において準用する次条第3 項」と、第83条第1項中「第87条」とあるのは「第90条」と、 「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」 と読み替えるものとする。

(規模に関する特例)

第91条 多機能型による生活介護事業所(以下この条において「多機能型生活介護事業所」という。)、自立訓練(機能訓練)事業所(以下この条において「多機能型自立訓練(機能訓練)事業所」という。)、自立訓練(生活訓練)事業所(以下この条において「多機能型自立訓練(生活訓練)事業所」という。)、就労

のは「就労継続支援B型事業者」と、「療養介護事業所」とある のは「就労継続支援B型事業者が当該事業を行う事業所(以下 「就労継続支援B型事業所」という。)」と、第10条第2項第1 号中「第18条第1項」とあるのは「第90条において読み替えて準 用する第18条第1項」と、同項第2号中「第29条第1項」とある のは「第90条において読み替えて準用する第29条第1項」と、同 項第3号中「第31条第1項」とあるのは「第90条において読み替 えて準用する第31条第1項」と、同項第4号中「第33条第1項」 とあるのは「第90条において読み替えて準用する第33条第1項」 と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第90条において 読み替えて準用する次条第1項」と、第18条第4項中「療養介護 以外」とあるのは「就労継続支援B型以外」と、第19条中「前 条」とあるのは「第90条において読み替えて準用する前条」と、 第39条ただし書中「省令第37条ただし書」とあるのは「省令第88 条において準用する省令第37条ただし書」と、第77条第5項中 「次条第3項」とあるのは「第90条において準用する次条第3 項」と、第83条第1項中「第87条」とあるのは「第90条」と、 「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」 と読み替えるものとする。

(規模に関する特例)

第91条 多機能型による生活介護事業所(以下この条において「多機能型生活介護事業所」という。)、自立訓練(機能訓練)事業所(以下この条において「多機能型自立訓練(機能訓練)事業所」という。)、自立訓練(生活訓練)事業所(以下この条において「多機能型自立訓練(生活訓練)事業所」という。)、就労

移行支援事業所 (第1号において「多機能型就労移行支援事業 所」という。)、就労継続支援A型事業所(第3号において「多 機能型就労継続支援A型事業所」という。)及び就労継続支援B 型事業所(以下この条において「多機能型就労継続支援B型事業 所」という。) (以下「多機能型事業所」と総称する。) は、一 体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型による指 定児童発達支援(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人 員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。 以下「指定通所支援基準」という。)第4条に規定する指定児童 発達支援をいう。)の事業、指定医療型児童発達支援(指定通所 支援基準第55条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。)の 事業又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65条に 規定する指定放課後等デイサービスをいう。)の事業(以下「多 機能型児童発達支援事業等」という。)を一体的に行う場合にあ っては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊 型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が20人以上である場合 は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能 型事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とするこ とができる。

 $(1)\sim(3)$ 略

 $2 \sim 4$ 略

移行支援事業所 (第1号において「多機能型就労移行支援事業 所」という。)、就労継続支援A型事業所(第3号において「多 機能型就労継続支援A型事業所」という。)及び就労継続支援B 型事業所(以下この条において「多機能型就労継続支援B型事業 所」という。) (以下「多機能型事業所」と総称する。) は、一 体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型による指 定児童発達支援(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人 員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。 以下「指定通所支援基準」という。)第4条に規定する指定児童 発達支援をいう。) の事業、指定医療型児童発達支援(指定通所 支援基準第55条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。)の 事業又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65条に 規定する指定放課後等デイサービスをいう。) の事業(以下「多 機能型児童発達支援事業等」という。)を一体的に行う場合にあ っては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊 型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が20人以上である場合 は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能 型事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とするこ とができる。

 $(1)\sim(3)$ 略

 $2 \sim 4$ 略